

第3章 被害別特性と対応の留意点

被害の状況や内容、また、発達段階や性格などの個人差によって、被害による傷つき反応や程度は様々であり、一人ひとり異なりますが、いずれの場合も、被害児童生徒やその家族の心情や状態を理解した対応が求められます。

そのため、児童生徒に重篤な影響を及ぼし、学校内で教職員等による対応が必要となり得る事案について、被害別の特性と対応の留意点をまとめましたので、対応の参考としてください。

なお、学校等の管理下で発生した事案や教職員等が加害者である場合など、学校等としての責任が問われる可能性がある重大な事案については、学校等として説明の場を設けることやマスメディア対応、再発防止策等の検討、心理職の派遣等による緊急支援など、多岐に渡る対応が求められます。これらの対応は下記の指針やガイドライン等に基づき、各学校等における報告・対応体制が示されていると思いますので、引き続き学校設置者等への報告も含めて、連携した対応を取ることが重要です。

○文部科学省「学校事故対応に関する指針【改訂版】」令和6年3月

学校管理下での事故の未然防止や発生時の対応、再発防止策について示されています。

○内閣府・文部科学省・厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」平成28年3月

死亡や重篤な事故への対応を念頭に置いて、事故の発生防止と再発防止のための取組が示されています。

○文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」最終改定平成29年3月14日

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)の規定に基づき策定され、国・地方公共団体等・学校が実施すべき施策、重大事態への対処について示されています。

○文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版

いじめの重大事態に関する調査のガイドラインを示したもので、学校や設置者の対応や調査手続きについて説明されています。

また、小学校、中学校、高等学校においては、警察と協定を締結し、相互に児童生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とした学校警察連携制度があります。

学校警察連携制度では、児童生徒が違法行為を繰り返している事案だけでなく、犯罪被害にあっているおそれがある事案についても相談・情報提供することで、緊密に連携して対応できます。

1 誰かが亡くなったとき

(1) 被害の特性

ア 悲嘆反応

犯罪被害者等には様々な心理的反応が表れます。遺族の方に特にみられるのが「悲嘆反応」です。

どんな場合でも、家族や親しい友人などが亡くなることは大変辛い体験です。さらに、犯罪により突然、予期しない形で大切な人を亡くすと、強い悲しみや亡くなった方への思慕、罪悪感や自責感を抱くなど、複雑で多様な反応が表れます。このような死に対する心の反応を「悲嘆反応」といいます。悲嘆反応は、時間が経つにつれて変化していきます。

急性期（死別直後から数か月後まで）

- 亡くなったという事実を受け入れられない
- 感情が麻痺して、つらい・悲しいという感情がわいてこない、涙も出ない
- 苦しい気持ちが続く

このようなときは、周りから見ると、非常に落ち着いて見えるため、周囲から「気丈な人だ」「しっかりしているから大丈夫」「冷たい」など誤解を受けてしまう場合があります。

この時期が過ぎると、次第に死を現実のものとして感じるようになるため、激しい悲しみが表れてきます。

慢性期（死別の数か月後以降）

数か月経つと、少しずつ死の事実を認めるようになり、遺族自身の生活が再建されてきます。しかし、この過程で、喪失に対する悲哀や抑うつ、怒り、不眠や身体的不調などさまざまな反応が表れてきます。

※武蔵野大学心理臨床センターホームページ「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」より引用・一部編集

次ページに遺族の方が感じることの多い気持ちや考えを挙げました。

遺族の方が感じることの多い気持ちや考え方

悲しみ	悲しみは、当たり前にわいてくる感情ですが、人によってその表現は異なります。
怒り	怒りは、被害そのものに対する理不尽さ、自分だけがとり残されてしまったような思い、このような犯罪に対処できなかった社会制度などに向けられます。また、行き場のない怒りは、ほかの家族や友人に向けられることもあります。
罪悪感と自責感	故人に対して、生前「もっと〇〇してあげればよかった」「あの時〇〇していれば助かったのに」「〇〇しなければよかった」など、自分が助けられなかったことに対して罪悪感や自責感が生まれます。実際にそのようにすることはできなかったとしても、しなかった自分を責めずにいられません。「自分を責める必要はない」「そういってもあの時〇〇するのは無理だった」などと、周囲の人が慰めてくれても、なかなか受け入れがたいものです。
不安感	亡くなった人が経済的、精神的な支えであった場合、その人なしでこれからどうしたらいいか分からぬという不安感が生じます。また、死を実感したこと、自分自身やほかの家族の死に対する不安感が出現することもあります。
孤独感	ほかの家族や友人がいても「ひとりぼっちだ」と感じます。特に、配偶者を亡くした遺族には強く表れることがあります。
疲労感	喪失のストレスから「以前よりも疲れやすい」「常に体がだるい」と感じことがあります。

これらは、大切な人を失った場合に誰にでも起こり得る反応です。このような感情を初めて経験すると、自分が精神的におかしくなってしまったのではないかと思ってしまうこともあります。そうではありません。時間の経過とともに、落ち着いてくることが多いです。

しかし、人によっては悲嘆反応が長期化し、亡くなった人のことが頭から離れない、亡くなった人を探し追い求める、亡くなった人がいない未来は無意味だ、自分的一部も死んでしまったと感じるなど複雑な症状を呈することがあります。そのような悲嘆反応は、「複雑性悲嘆（外傷性悲嘆）」といわれています。

いずれの場合も、早期に専門機関に相談することが勧められます。

※武蔵野大学心理臨床センターホームページ「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」より引用・一部編集

イ 遺族の生活上の変化

主たる生計者が亡くなった場合、経済的な問題が生じます。また、悲嘆反応等への向き合い方の違いなどから家族の間でもストレスを感じ、長期化する可能性があります。

ウ 社会の受け止め

令和6年版「犯罪白書」によると、殺人事件の加害者と被害者の関係は、親族(40.4%)、面識がある(45.0%)、面識がない(13.5%)、その他(1.1%、すべて殺人予備におけるもの)となっており、ほかの刑法犯に比べて、加害者が親族や顔見知りである割合が高い傾向があります。親族間での犯罪の場合、被害者と加害者の両者と親族関係にある遺族は複雑な心情を示します。また、児童生徒が亡くなった事件・事故では被害者情報が報道される場合が多く、遺族は「被害者側にも落ち度があったのではないか」といったSNSの投稿やうわさなどの二次被害に苦しめられることがあります。

交通死亡事故の場合、大切な人を失われた悲しみは変わらないにもかかわらず、加害者がすぐに釈放される場合があることや、殺人等と比べ刑罰が軽いことから、遺族は強い怒りや失望を感じる場合があります。

(2) 対応の留意点

ア 在籍する児童生徒が亡くなった場合

いじめ、傷害、交通事故など、事件性がある場合は、必ず警察が介入しますので、まずは警察と情報共有しながら連携して対応します。また、学校等の管理下で児童生徒が亡くなった場合には、速やかに学校設置者等や警察に報告し、対応について判断や協力を求めます。

なお、在籍する児童生徒が死亡した場合、学校等にほかの保護者やマスメディアから問い合わせがあることも考えられますが、遺族の了解を得ていないにも関わらず「ご遺族の意向もあって」といった事実でない説明をすることは、二次被害となります。このような不適切な説明は、悪気がなくても行ってしまうことがあるため、日頃から注意し、発生した場合には周知徹底を図る必要があります。

(ア) 遺族である保護者への対応

- 保護者は被害児童生徒の死亡という事実を受け入れるまで相当な時間を要するため、「遺族」と呼ばれることに抵抗を感じる場合が多くあります。「○○さんの保護者(ご家族)」など、事件前と同様の呼びかけをする方が望ましいでしょう。
- 学校等に残っている被害児童生徒の荷物や書類の返却など、学校等として保護者に連絡しなければならない場合がありますが、保護者は死亡に伴う手続きに加え、警察の捜査対応もあり、お通夜や葬儀の日程すらなかなか決められないこともあります。また、亡くなった直後は、保護者は深い悲しみの中にあり、前述の「悲嘆反応」のとおり、何かを考えられるような精神状態ではないことも容易に考えられます。どのタイミングで、どのように連絡するかについては、組織として慎重に検討する必要があります。

- 遺族である保護者は、学校等に行くことについて、我が子の同級生が元気に過ごしている姿や、我が子のものだけ変化のないクラスの展示物などを目にすると、我が子の不在を否応なく実感してしまうため、抵抗を感じる場合があります。荷物の引き取りなどの場合も、保護者の意向に合わせて、無理強いをしないことが大切です。
- 学校等からの電話連絡の際、背後から教職員等やほかの児童生徒の笑い声が聞こえると、保護者は学校等への不信感を抱いたり、我が子だけがいなくなつたことへの悲しみを強めたりすることがあります。連絡する際は、周囲の状況に十分注意しましょう。
- 学校等の管理下での被害であれば、学校設置者等が定めるマニュアル等に基づき、保護者への謝罪や学校設置者等への報告、関係者に向けた説明の場を設けるなどの対応が必要となる場合があります。しかし、早期に対応しなければならないという学校等の都合を優先し、遺族の了解を十分に得ないまま対応を進めることはあってはなりません。

対応に当たっては、遺族である保護者の心情を最優先に考え、被害に対する謝罪を第一とし、客観的な事実や当面の緊急の安全確保策に関する情報を継続的に提供することを優先する必要があります。

被害の事実や原因等の究明及び安全管理での対策などについては、悲嘆の大きさを十分に理解し、遺族である保護者への説明や了解を得て、誠実かつ丁寧に行う必要があります。

(イ) 同じ学校等にきょうだい児が在籍している場合の対応

- 悲しみに暮れる保護者の様子を見ているきょうだい児は、保護者を心配したり、なぐさめようしたりして、やけに明るく振舞うこともあります。反対に、何も影響がないように振舞うこともあります。保護者が悲しむ姿を目の当たりにし、それが辛すぎて「(被害を受けたのが)自分であつたらよかったです」と考えるきょうだい児も少なくありません。
- 保護者のそばを離れたくないという心理や腹痛・頭痛等の身体症状から、学校等に行きたがらないこともあります。反対に、きょうだい児が学校等に行きたいと思っていても、葬儀が終わった後も保護者が「家の外に出すとまた子どもを亡くしてしまうのではないか」といった恐怖感から、なかなか通学・通所させることができない場合もあります。
- きょうだい児が通学・通所を再開した後も、保護者が学校等に行くことへ抵抗感を持ち、保護者会や運動会、展覧会等のイベントに参加しないことから、きょうだい児が、「自分だけ保護者がいない」「だれも見てくれない」など強い孤独感を抱く場合もあります。保護者の悲しみが深く、すぐに回復できないことが想定されるからこそ、家庭以外できょうだい児を見守ってくれる教職員等の存在が回復の助けとなります。亡くなつた児童生徒の話、家庭の話、学校等の話など、きょうだい児が語る話に耳を傾け、教職員等はきょうだい児のことを見守っていることを態度や言葉で示すことが重要です。

- 「(きょうだいが被害にあったことで) あなたも衝撃を受け、傷ついていると思う。あなた自身のケアも大切にしてほしい。」と声をかけ、きょうだい児のありのままの気持ちを受け止めることが大切です。
- 一方で、元気づけるつもりであっても、「元気を出さないと、亡くなった兄弟姉妹が悲しむよ」「もう○○(例:中学生)だから泣かないで」「ご両親を支えてあげて」など、きょうだい児の感情を押さえ込んでしまうような言葉がけは、二次被害を生じさせる可能性があります。
- 学校等での生活に戻った後も、運動会で亡くなった兄弟姉妹の学年を辛くて見られない、交通安全教室で模擬事故例を見ると、交通事故で家族を亡くした苦しみがフラッシュバックするなど、学校等の行事で局所的に被害が思い出されることがあります。きょうだい児だけを特別扱いするのではなく、見ることが辛い児童生徒はパスしてよい旨を全体にアナウンスするなどの対応も考えられます。
- きょうだい児や遺族は、被害日や命日、亡くなった人の誕生日などの時期になると、心身の調子を崩すことがあるので、心得ておく必要があります。

絵本 「さくとさようなら—きょうだいを亡くしたマナのお話」

発行：公益社団法人被害者支援都民センター（犯罪被害者等早期援助団体）



前半は妹を亡くしたマナのお話、後半は「周囲の大人がどんなふうに、子どもたちに接すればいいのか」という具体的な解説になっています。

絵本は無料でお配りしています。詳細はホームページをご参照ください。

(ウ) ほかの児童生徒・保護者への対応

- 死亡事件・事故は、児童生徒の名前や住所、死亡の経緯も含め、大々的に報道されることが多いため、ほかの児童生徒は、学校等に来る前に既に児童生徒の死亡を知っている可能性があります。特に担当する児童生徒の年齢が低い場合は、「友人の死」について伝えることをためらうかもしれません、「お星さまになった」「またいつか会える」などのあいまいな説明は、児童生徒を混乱させます。また、断片的な情報を伝えると、かえっていろいろなことを想像し、事実とは異なることを事実だと思い込むことがあります。そのため、「死んでしまってもう会えなくなった」という事実と、「どうして亡くなったのか」という理由を、児童生徒の反応を見ながらきちんと伝えましょう。その際、児童生徒が質問しやすい雰囲気を作ることも大切です。
- 遺族の同意なく、同級生やその保護者から死亡した児童生徒の卒業アルバム等の写真や個人情報が流出するケースが見られます。被害児童生徒や遺族に関して根拠のないわざを流布したりSNS等に投稿したりしないこと、遺族へ配慮は必要だが被害にあったことにより特別視しないことなども含め、被害児童生徒及びその遺族の個人情報の取り扱いについて、学校等から注意喚起することも必要です。

- 死亡した児童生徒のクラス内の机や展示物をいつ片付けるかなどについて、適切な判断を行うことは難しいことですが、遺族の気持ちを確認しながら、学校等として判断し、実施することが必要です。
- 「知っている児童生徒等が亡くなった」という事実は、ほかの児童生徒や保護者、また教職員等にも心理的な動搖を与えます。特に亡くなった児童生徒やその保護者と親密だった場合、自分の家族が亡くなったかのような衝撃を受けることもあります。学校等の中に精神的ケアが必要と思われる人がいる場合は、早期にスクールカウンセラーや医療機関などの専門機関につなげることが必要です。

イ 在籍する児童生徒の家族（保護者、兄弟姉妹、祖父母など）が亡くなった場合

突然、予期しない形で家族を亡くした児童生徒は、自身の動搖とともに、身近な人達の動搖に対する不安や日常生活の大きな変化に対する戸惑いも多くみられます。しかしながら、「しっかりしなくてはいけない」「心配をかけてはいけない」という気遣いや、「亡くなった家族のためにも自分が頑張らなくてはいけない」という必死の気持ちを持ちながら頑張っていることも少なくありません。

基本的な対応は97ページ「(イ)同じ学校等にきょうだい児が在籍している場合の対応」と同様ですが、在籍する児童生徒が亡くなった場合と比べ、周囲の児童生徒やその保護者に児童生徒の家族が亡くなったことが伝わりにくい場合があります。また、学校等としても、亡くなった家族の状況や児童生徒との関係を把握しにくい可能性があります。

保護者、兄弟姉妹、祖父母等いずれの家族を亡くした場合も、心身の回復には時間がかかる場合が多くなりますが、可能な限り普段どおりの生活を送れるようにすることが大切です。悲しみを中心としながらも、学校等をはじめとした日常生活を保つことで少しづつ回復してきます。教職員等としては、家族を亡くした児童生徒の気持ちに寄り添い、希望があればそれに沿った対応をし、「今は大丈夫です」と言うのであれば、それを素直に受け入れ、焦らず支援する必要があります。

なお、主たる生計者が亡くなった場合、転校や退学を余儀なくされる場合があります。その場合は、親戚や児童相談所などの関係機関と連携しながら、転学先に引継ぎを行うことも必要です。

2 怪我を負ったとき

(1) 被害の特性

ア 怪我を負ったことによる生活上の変化

傷害、暴行、交通事故等の被害にあった場合、数日で完治が見込まれる軽度なケースから、松葉杖が必要になる場合、入院が必要な場合、意識が戻らない場合、身体に後遺症や障害が残る場合まで、被害の程度に大きな差があります。怪我の治療が長引くことにより、経済的な負担が大きくなることもあります。学校等では、被害児童生徒の学習面でのサポート、さらに後遺症や障害が残る場合には生活面での配慮が必要になります。

また、加害者が逮捕されていない場合や、加害者及びその家族が近所に住んでいる、住所を知られているなど、再被害にあう不安等から転居を余儀なくされることもあります。

イ 精神疾患のリスク

身体の負傷だけでなく、精神的に大きなダメージを受けていることが多く、「また危険なこと、悪いことが起きるに違いない」「自分が悪い」「誰も信じられない」と感じことがあります。また、恐怖、不安、緊張、イライラ、情緒不安定、感情麻痺など心理的症状のほか、頭痛・腹痛、だるさ、吐き気、落ち着かない、攻撃的な言動、眠れない、食欲の変化、無気力など、被害による精神的なダメージが身体面や行動面に現れる場合もあります。このことにより、PTSDや適応障害、うつ病等の精神疾患を発症することがあります。

(2) 対応の留意点

ア 学校等の生活における配慮

入院やその後の治療が長引く場合は、復学時期やその後の通院予定について、保護者と確認しながら、欠席した期間の学習内容について適宜補習・補講を行うなど、児童生徒を学習面でサポートする必要があります。

また、身体の一部分に麻痺が残る、視力が低下するなどの障害が生じたり、車いす等の補助具を利用することになった場合には、被害児童生徒や保護者と相談した上で、座席等の変更や体育等の授業での配慮を行い、ほかの児童生徒や保護者にもその必要性を伝えるなど、学校等の生活が安全・安心して送れるよう配慮が必要です。

イ 心情に配慮した対応

怪我の治り具合は見た目に分かりやすいため、励ますつもりで「すっかり治ったね」「もう大丈夫そうだね」などと声をかけてしまいがちですが、本人にしか分からない症状が残っていたり、怪我は治っても精神的なダメージが残っていたりすることもあります。元気になったと決めつけず、「怪我をしてから〇〇くらい経ったけど、具合はどう？何か不便なことはない？」など、被害児童生徒が自分の言葉で語れるような言葉がけをすることが必要です。

その他、対応の留意点については「第2章 被害認知後の対応」の71~92ページ「2 初期対応」「3 中長期対応」を参照してください。

ウ 在籍する児童生徒の家族が重篤な怪我を負った場合

家族が後遺症や障害が残るなどの重篤な怪我を負った場合、児童生徒自身も大きなショックを受けるとともに、家庭での日常生活の変化に戸惑うことも多くみられます。また、主たる生計者が重篤な怪我により失業又は転職した場合、転校や退学を余儀なくされる場合もあります。

いずれの場合も、99 ページ「イ 在籍する児童生徒の家族（保護者、兄弟姉妹、祖父母など）が亡くなった場合」にも記載したとおり、児童生徒の気持ちに寄り添うとともに、中長期的な支援を視野に入れ、関係機関と連携しながら転学・進学先等に引継ぎを行うことも必要です。

高次脳機能障害について

高次脳機能障害は、交通事故や病気などをきっかけとして脳の機能が著しく障害を受けることにより、記憶障害や集中力の低下（注意障害）、遂行機能障害、社会的行動障害など、さまざまな症状を引き起こしている状態です。生活をするうえで欠かせない能力が障害を受けることから、日常生活に多大な障壁を与えることがあります。

県では、平成 14 年に社会福祉法人神奈川総合リハビリテーション事業団を「神奈川県リハビリテーション支援センター」に指定し、同事業団が設置する「地域リハビリテーション支援センター」を中心に、専門的な視点から支援を行う体制を構築しています。（相談窓口については、185 ページ参照）

3 性被害（性犯罪・性暴力）

教職員等は、いつ、どこで、性被害に関する相談や情報提供を受けるか分かりません。

一方で、性被害について打ち明けられた際の不適切な聞き取りにより、その後の司法手続きの中で被害の立証が困難になる可能性があります。また、教職員等の戸惑いや不安な様子が被害児童生徒や保護者に伝わることで、学校等への不安感や不信感につながり、その後の被害児童生徒の回復や学校生活に悪影響を及ぼすこともあります。さらに、良かれと思った言動が二次被害を生じさせることもあります。

そのため、性被害について打ち明けられた際には、特に初回の聞き取り対応について、性被害に関する基本的な知識や対応の留意点を事前に確認しておくことが重要です。被害児童生徒や保護者が「話してよかった」と安心できるよう、事前に備えておきましょう。

（1）こども性暴力防止法

令和3年6月4日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布され、令和5年3月には「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」が厚生労働省子ども家庭局長から通知されています。

さらに、令和6年6月に「こども性暴力防止法」が成立し、児童生徒に対して教育・保育等を提供する一定の事業者は、法律上、児童対象性暴力等を防止することが義務付けられることとなりました。この法律により、学校等は、教職員等による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童生徒を適切に保護する責務を有することが規定されました。また、学校等が講ずべき措置として、教職員等に研修を受講させること、被害児童生徒との面談や相談を行いやすくするための措置を行うこと、いわゆる日本版D B Sにより特定性犯罪前科の有無を確認すること、児童生徒に対する性暴力の発生が疑われる場合には、調査や被害児童生徒の保護・支援を行うこと等が定められています。

こども性暴力防止法

（目的）

第一条 この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

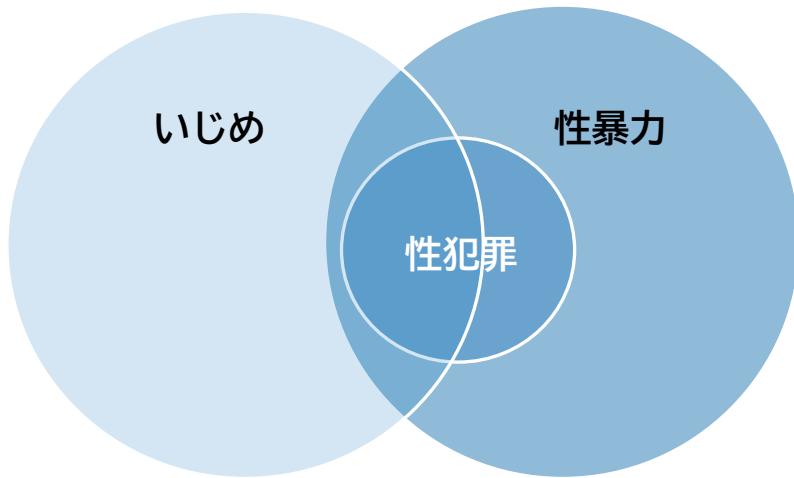
(2) 性被害（性犯罪・性暴力）とは

性暴力とは、犯罪に該当するものだけでなく、犯罪に該当しない場合も含めて、性別や相手、状況を問わず、「本人の意に反した性的な言動」のすべてを指します。この「本人の意に反した」とは、被害児童生徒が「嫌だ」と言った場合だけでなく、行為の性的な意味を理解していない場合や、嫌だけど断れない、逃げられない、応じざるを得ない、あるいは性的グルーミング（109ページ参照）によって誘導された場合なども含まれます。

一方で、性犯罪には犯罪が成立するための原則的な要件があり、犯罪被害者等本人が司法機関に被害を申告し、構成要件を満たすと判断された場合に成立します。そのため、性犯罪は性暴力の一部にすぎません。

性犯罪・性暴力の加害者は見知らぬ人だけでなく、家族や親戚、保護者の同棲相手や再婚相手、学校等の児童生徒やその保護者、近所の住人、SNSなどで知り合った相手、また教職員等の場合もあります。

下の図は児童生徒間の性犯罪・性暴力といじめとの関係を示したものです。



児童生徒間においては、性暴力がいじめの手段として使われる場合もありますが、いじめかどうかに問わらず、性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり深刻な影響を及ぼします。そのため、性暴力（疑いを含む）の発生を認知した場合は、被害児童生徒を守るため、迅速な対応が必要です。

なお、「性暴力」というと、性交や痴漢など身体接触のある被害や性器を見せられる被害、性的画像等の流出による被害などを想像しがちですが、次ページ【性犯罪・性暴力の例】にあるとおり、わいせつな言動、性的なからかい、性的なうわさの流布なども広く「性暴力」と定義されています。接触や性器の露出、性的画像等の有無を問わず、言動も含め「性的な要素」を含む被害の相談があれば、速やかに警察等の専門機関と連携して対応することが重要です。

性被害については、羞恥心や自責の念などから、警察への被害申告をためらう被害者が多くいますが、神奈川県の犯罪被害者等支援施策においては、警察へ被害申告した性犯罪被害者だけでなく、警察に未届の性暴力の被害者も含めて支援しています。

性犯罪・性暴力の例	
犯罪に該当し得る行為 <ul style="list-style-type: none"> ○ 性交・性交に類似する行為、そうした性的行為の強要・教唆・<small>ほうじょ</small>・<small>ちつ</small>・性交、口腔性交、肛門性交、膣や肛門に陰茎以外の身体の一部・物を挿入する <ul style="list-style-type: none"> ・口で性器や肛門に触れる、触れさせる等の性的暴行をする 等 ○ わいせつ行為、そうした性的行為の強要・教唆・<small>ほうじょ</small> <ul style="list-style-type: none"> ・性的部位を触る、自身の性的部位を触らせる ・キスをする、抱きつく ・下着の中に手を入れる 等 ○ 自身の性器を見せる ○ わいせつ目的で会うことを要求する、わいせつ目的で会う ○ 児童買春、児童買春に関わる行為をする（周旋、勧誘 等） ○ 児童ポルノの所持、提供等をする ○ 裸等の性的な画像や写真を送るよう強要する、その画像等をインターネットに配信する ○ 性的な被写体として撮影する ○ 着替えやトイレ、入浴等で、通常隠されている身体、下着を不必要にのぞき見たり、その場面を盗撮する ○ 児童生徒に裸等の性的な画像や写真を見せる、送りつける ○ 介助としては不必要であるにも関わらず、介助と称して不適切な性的部位の接触を行う ○ 排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ○ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する ○ 障害のある児童生徒に対して人前で排せつ行為をさせる、おむつ交換をする 	
性暴力に該当し得る行為 必ずしも犯罪に該当するとは限らないが <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒にわいせつなことを言ったり、わいせつな話をするようにお願いする（SNS、電子メールのやり取りも含む） ○ 児童生徒の前で執拗にわいせつな言葉を発する、又は会話する ○ 児童生徒のプライベートゾーンに関する身体的特徴、第二次性徴（勃起、月経、発毛等）についてからかう ○ 性的なうわさ（プライベートゾーンに関わる身体的特徴や月経、初体験等の話）の流布 	

(3) 刑法における規定

令和5年の刑法改正により、従前の強制性交等罪、強制わいせつ罪は、「不同意性交等罪」、「不同意わいせつ罪」に改正されました。これにより、暴行、脅迫が必須の要件ではなくなり、暴行、脅迫のほか、心身の障害、アルコールや薬物の影響、不意打ち、フリーズ、虐待に起因する心理的反応、経済的又は祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒など社会的立場による影響力によって不利益が生じることを不安に思うこと等が原因となり、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが難しい状態で性交等やわいせつな行為が行われた場合、「不同意性交等罪」、「不同意わいせつ罪」が成立することになりました。

また、性交同意年齢が「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げられました。13歳未満は「行為の性的な意味を認識する能力」が備わっていないとされ、13歳以上16歳未満については、「行為の性的な意味を認識する能力」が一律に欠けるわけではないものの、「行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えたり、その結果に基づいて相手方に対処したりする能力」が十分でなく、相手方の関係が対等でなければ、有効に自由な意思決定ができる前提となる能力に欠けると考えられています。

そのため、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」については、被害児童生徒が13歳以上16歳未満の場合は加害者が5歳以上年長のとき、また、同意の有無に関わらず被害児童生徒が13歳未満の場合はすべての加害者が処罰対象となりました。なお、13歳以上16歳未満の被害児童生徒と年齢差が5歳差未満である被疑者の間で性的行為が行われた場合でも、それが、社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させたり、予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させたりして、被害者が同意しない意思の形成・表明・全うが困難な状態にさせ、あるいはそのような状態にあることに乘じて、性的行為をした場合は、「不同意性交等罪」あるいは「不同意わいせつ罪」として処罰対象となり得ます。

さらに、「聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則」が新設され、供述が、一定の措置が特に採られた情況の下でされたものであると認められるとき、かつ、聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮して相当と認められるとき、性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体を証拠とすることができるようになりました。つまり、児童生徒の性被害について裁判が行われる場合、司法面接による供述で、かつ、司法面接前に行われた聴取が適切で「記憶の汚染」が生じていないと認められた場合、被害児童生徒の供述記録が証拠として認められます。

したがって、**初めに性被害を打ち明けられた教職員等の聴取方法が、児童生徒の性被害を立証できるか否かに大きく影響します。**裁判となった場合、司法面接前の聴き取りで被害児童生徒に「記憶の汚染」が生じていないか、被害児童生徒の証言の信用性を判断するために、最初に話を聴いた教職員等が証人出廷を求められる可能性もあります。最初に聴き取った内容から、司法面接の実施が予想される場合は、それ以上の聴き取りを行わず、警察や児童相談所に相談することが重要です。

性犯罪の規定が2023年(令和5年)7月13日から変わりました

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

主なポイント

詳細は法務省HPへ



法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」



【1】強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました！

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、
「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

【2】性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられました！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます(※)。

【3】わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます(※)。

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

【4】性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、「撮影罪」・「提供罪」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する(※)
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

【5】性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- ① 不同意性交等致傷罪など…20年
- ② 不同意性交等罪など…15年
- ③ 不同意わいせつ罪など…12年 になりました。

※時効の延長については6月23日から施行されています。

法務省ホームページより引用

特に、被害児童生徒がだまされたり脅されたりして、自分の裸などの写真を撮影し、送信させられる「自画撮り被害」が増加傾向にあります。撮影した写真や動画がひとたびインターネット上に流出すると、不特定多数の人に見られる危険が生じるだけでなく、繰り返しコピーや転載され、完全に削除することは困難となります。

いわゆる盗撮行為については、これまでも神奈川県迷惑防止条例違反や児童ポルノ製造罪などにより処罰対象とされてきたものはありませんでしたが、迷惑防止条例は都道府県ごとに処罰対象が異なり、児童ポルノ製造罪の保護対象は18歳未満の児童のみであるため、必ずしもこれらの条例や法律だけでは対応しきれない事例が存在しました。

令和5年の刑法改正では、そのような事例も含めて、意思に反して自分の性的な姿を他人に見られない権利を守るため、意思に反して性的な姿を撮影したり、その記録を提供したりする行為などを「性的姿態等撮影罪」「性的影像記録提供等罪」「性的影像記録保管罪」「性的姿態等影像送信罪」「性的姿態等影像記録罪」³「16歳未満の者に対する面会要求等の罪」⁴など、新設された罪名で処罰できるようになりました。

「令和6年神奈川県内の刑法犯認知件数（被害者の年齢別）」（3ページ参照）を見ても、性的姿態撮影等処罰法に関する被害にあう児童生徒が多いことが分かります。

なお、18歳未満の者に対して世話をを行う立場の人が、その影響力を用いて振るう性暴力は、「監護者性交等罪」又は「監護者わいせつ罪」という犯罪です。児童虐待防止法では、18歳未満に対し、保護者がわいせつ行為をしたり、させたりすることを性的虐待と定めています。性的虐待は、性暴力の中で最も潜在化しやすいものであり、長年にわたって性的虐待を受けていながらも誰にも打ち明けられず、問題が複雑化してから発覚したり、成人してから初めて被害を打ち明ける場合もあります。

このような行為の記憶は、心の傷付き体験「トラウマ」（40ページ参照）として、被害にあった児童生徒を長期にわたって苦しめる可能性があります。

³ 「性的姿態等撮影罪」「性的影像記録提供等罪」「性的影像記録保管罪」「性的姿態等影像送信罪」「性的姿態等影像記録罪」

性的姿態等（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿）を、○正当な理由なく、ひそかに撮影、○同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせ、又は相手がそのような状態にあることに乘じて撮影、○性的な行為でないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は相手がそのような誤信をしていることに乘じて撮影、○正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの性的姿態等を撮影、○性的姿態等の画像（性的影像記録）を特定・少数の者に提供、○性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列、○提供又は公然陳列の目的で性的影像記録を保管、○不特定・多数の者に性的姿態等の画像を送信（ライブストリーミング）、○前述の方法で影像送信された性的姿態等の画像を、そのようなものであると知りながら記録、などの行為等をいう。「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）で新設された。

⁴ 「16歳未満の者に対する面会要求等の罪」

16歳未満の子どもに対して、○①脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う、②拒まれたのに何度も繰り返し要求する、③金銭や物を与える、その約束をする、のいずれかの手段を使って、わいせつの目的で会うことを要求する、○その結果、わいせつの目的で会う、○性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求する行為等をいう。令和5年改正刑法で新設された。

(4) 被害の特徴

児童生徒の性被害は、次の理由から潜在化しやすい傾向があります。

- 思い出したくない、知られたくない、恐怖で口にすることができない等の理由から打ち明けにくい
- 年齢や発達段階等によっては、自分に起きたことが性暴力被害なのか分からない
- 自責感を持ちやすい
- 人気のないところ・密室で起きたことが証拠が残りにくい
- 年齢差や体格差、発達や力の差があることが多く、また同じ年齢であったとしても性差や学級内・部活内での地位の差等、児童生徒なりの力の差があり、嫌だけど断れない、逃げられない、応じざるを得ない
- 同性間の被害は更に見えにくい
- 大人が被害を信じない・受け止められない
- 大人が性暴力を「悪ふざけ」「ただのいたずら」等と矮小化しやすい

知られたくないという心理は、被害を受けたことに対する羞恥心や自責感、「誰にも知られたくない」「口に出すのが恥ずかしい」といった気持ち、被害を訴えることで現在の生活が一変したり、好奇の目にさらされたりすることへの懸念などによるものです。

このような理由から、性被害について誰にも言えないまま、被害から数年、あるいは数十年も経過してから、ようやく辛く苦しい体験を語ることができるようになる人も少なくありません。

さらに、児童生徒の性被害が特に潜在化しやすい要因として、児童生徒は性的な知識に乏しく、自分がされたことの意味が分からぬ場合があることが挙げられます。そのため、成長してから過去に性被害を受けていたことに気づくこともあります。また、被害児童生徒が勇気を出して相談しても、被害を信じなかったり、「たいしたことではない」「子ども同士のただのいたずら」などと小さく見積もって終わらせてしまう保護者や教職員等、性被害を打ち明けられた周囲の大人側に問題がある場合もあります。

児童生徒に対する性暴力は生じ得るものと意識し、教職員等は性被害を打ち明けられた際に、「まさかそんなことが起こるはずはない」「よくあることなのに大げさに捉えている」「性暴力・性加害というほどではない」などと考えず、真摯に対応することが大切です。

また、性被害に関する相談を受ける前に、加害者が男子、被害者が女子とは限らず、男子も被害にあうこと、また同性間の被害も起こり得ること、児童生徒には性的グルーミング（次ページ参照）による被害も非常に多いことをきちんと理解しておく必要があります。

(5) 性的グルーミングによる性被害

SNSをきっかけに、児童生徒が知らない大人に対して性的画像等を送ってしまったり、実際に会いに行って思いがけずわいせつな行為を受けてしまう被害が相次いでいます。このような性被害を知った際、「どうして会いに行ってしまったのだろう」「なぜ性的画像等を送ってしまうのだろう」といった疑問を抱いたり、被害児童生徒にも悪いところがあつたのではないかと思ったりすることがあるかもしれません。しかし、こうした疑問や思いを解消し、未然防止や早期発見に役立てるためにも、性的グルーミングのプロセスを理解することが重要です。

性的グルーミング（性的手なづけ）とは

- 性的グルーミングとは、被害児童生徒を手なづけ、警戒心を解き、抵抗感を抑えながら信頼関係を構築し、被害児童生徒の心情や行動を操作することで、性暴力を振るいやしくするための加害者の行動である。「グルーミング」という用語は、動物の毛づくろいを意味する英語「groom」に由来している。
- 加害者は、被害児童生徒に優しく声をかける、悩み等の相談にのって共感する様子を示す、容姿や性格等をほめる、時には叱る等、いかにも親身な態度で接して安心を感じさせる。また、飲食をご馳走する、^{ちそく}プレゼントをする等のさまざまな方法を用いる。
- 人間の心理メカニズムの1つとして、「返報性の法則」という、他人から何らかの恩恵を受けたら、自分からも何かを返さなければならないと感じる傾向がある。性的グルーミングにおいても、被害児童生徒は同様の心理になる。
- 2人きりの状況を何度も作り出したり、頭や腕に触る、ゲームとして触れさせるなど、身体接触の程度を段階的に引き上げたりすることで、「まさか危ないことはされないだろう」「このくらいの行為であればまだ大丈夫」などの正常性バイアス（異常を正常の範囲内のことと捉えて、心を平静に保とうとする心理メカニズム）が被害児童生徒に働き、加害行為から逃げにくくさせることがある。
- このように、被害児童生徒の信用を得た上で、性的な話題や行為への抵抗感をなくさせ、加害後には「2人だけの秘密」などと口止めすることで、罪悪感や羞恥心を利用したり、大人と特別な秘密を持つことの高揚感をあおったりすることで、発覚しないよう仕向けるといった手口を取る。

※令和7年4月こども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」より引用・一部編集

性的グルーミングは、児童生徒の承認欲求や愛着など、誰もが持つ心理メカニズムにつけ込んで、徐々に性的な話題や行為にもち込むという、児童生徒の純粋さや無邪気さを悪用する行為です。加害者が信頼関係構築のために親身に話を聞いたり、褒めたりする行動は、一般的に大人が児童生徒にとる行動と似ているため、児童生徒にとって性加害の意図があるかどうかを見極めることが難しい場合があります。

また、被害児童生徒は、信頼できる大人だと感じた加害者の性的な言動や行為に対して、「何かおかしい」「怖い」と感じながらも、性的な知識に乏しいために加害者の行動の意味が分からず、混乱することがあります。さらに、加害者の「ちょっと触っただけ」「みんなやってる」等の言い訳によって、性暴力を^{ささい}些細ないたずらだと思い込んだり、恋愛関係にあると勘違いしたりする場合もあります。また、「大人が良いことだと言っているのに疑うなんて悪い」と思い込まれることもあります。

先行研究では、家庭や学校などの日常生活で悩みを抱えていたり、精神的に不安定であったりする児童生徒がターゲットになりやすいことが明らかになっています。被害児童生徒の中には、自己肯定感を高めてくれたり、悩んでいることを親身になって聞いてくれる加害者が精神的な支えになっているケースもあり、性加害行為を嫌だと思っていても、大ごとにして加害者との関係を崩したくないとの思いから被害を打ち明けられないこともあります。また、性加害行為であると理解せず、むしろ加害者に好意を抱き、性的行為を積極的に受け入れてしまう場合があります。

いずれの場合も、被害児童生徒の未熟さに付け込まれている可能性が高いため、被害を受けた児童生徒を非難するのではなく、保護・支援すべき対象と考えることが重要です。

(6) 性被害を受けた後の児童生徒の反応

ア 発達段階により異なる反応

目に見えにくい性被害ですが、児童生徒を日ごろから観察することで、生活や行動の変化などから性被害に気づける可能性があります。なお、被害の影響はかなり時間が経つてから現れることもあります。また、警察への届け出や裁判となった場合には、事情聴取を受けたり、証人として出廷を求められて証言をしたりすることで精神的に大きな負担がかかり、後から心身の影響が出てくることもあります。さらに、被害からしばらく経って反応が出た場合、周囲から被害の影響と認識されず、単に「怠けている」「さぼっている」「反抗している」と捉えられてしまう場合も多々あります。そのため、「被害後の反応は様々であり、反応が出るタイミングも様々である」ということを心に留めておく必要があります。

一般的にみられる被害後の反応については、13ページ【児童生徒に見られる被害後の反応】のとおりですが、被害児童生徒の発達段階によって異なります。また、兄・姉がいる場合など、被害児童生徒のもつ的な知識や発達の差によって、被害の受け止め方やその反応が必ずしも発達段階と一致しない場合もあります。

幼児期頃（1歳～6歳）

- 危険が去ったことが理解できずに混乱する
- 退行現象
- 怖いものが何か分からぬが、絶えず不安感・恐怖心を抱き大人にまとわりつき、離れようとしない
- ボーっとしている
- 消極的になり物事に関わろうとしない

学童期頃（6歳～12歳）

- 被害のこと、そのとき自分がどう行動したかを繰り返す
- 急に泣き出す、怒り出したくなることへの不安を感じる
- 集中力、学習意欲の低下
- 突然別のことを始めるなど、何か一つのことが長続きしない

思春期頃（12歳～18歳）

- 自分が何もできなかつたことに対して罪の意識や恥の意識をもつ
- 自己破壊的行為
- 薬物、非行、リストカット、摂食障害、性的逸脱行為
- 加害者に対しての仕返し

幼児期は一般的に1歳頃から就学前の5、6歳頃を指しますが、学童期であっても、特に小学校1、2年生の発達には個人差が大きく、被害後の反応として幼児期頃の反応を示す場合もあります。

学童期には、まだ自身の感情の変化をうまく言葉で説明できず、心身の変調に翻弄され、その変調自体に不安を感じます。急に泣き出したり、怒り出したくなったりすることで「自分がおかしくなってしまったのではないか」と不安に思うこともあります。

思春期になると大人とほぼ同じような反応が現れます。未熟な面もあるため注意が必要です。精神的な痛みは実体がないためコントロールしにくく、自傷行為や拒食・過食という実際の痛みに変えて精神的な辛さを乗り越えようとすることがあります。自傷行為は、「死にたくなるほど辛い記憶や辛い感情」から気をそらし、何とかその瞬間を「生き延びる」ための適応的行動ですが、この行為には依存性や慣れがあり繰り返されてしまいます。そのため、本人にとって生きるために適応的行動であっても、自傷行為には問題があります。

このように被害後には何らかの反応が現れます。被害直後は冷静で淡々として落ち着いている、何事もなかったようにいつもと変わらない、あるいは普段より元気に見えることもあります、「落ち着いているから支援は必要ない」「この子はしっかりしているから大丈夫」と判断されてしまうこともあるため、注意が必要です。

イ 性被害を受けた児童生徒によくみられる反応

児童生徒が性被害にあった場合、前項「ア 発達段階により異なる反応」に加えて、年齢にそぐわない性的に気になる行動が見られる場合があります。性的な話題を過度に避けることがある一方で、「自分がだめになった」「性被害によって汚れてしまった」と自分を否定的に捉え、自暴自棄になってリストカットなどの自傷行為をするほか、被害前と比べて性的な言動が増えたり、過度に性に奔放になったりと自分自身を大切にしないような行動をとることもあります。

また、学校等での生活においては、肌を見られたくないため体操着など肌の露出が多い服装を嫌がる、体に触れられたくないため手をつなぐことや2人1組のストレッチなどを嫌がるなどの反応が見られることがあります。

いずれの反応も、被害直後に現れる場合もあれば、警察の捜査や裁判の進行、また自分がされた行為の意味を知った時など、時間がたってから現れることもあります。被害児童生徒の問題行動や感じている忌避感を頭ごなしに責めたり否定したりするのではなく、被害による影響であることを理解し、被害児童生徒に配慮して対応するとともに、専門機関に相談することが大切です。

(7) 性被害を受けた児童生徒への対応の留意点

児童生徒から性被害を打ち明けられた場合や、ほかの児童生徒からの情報提供、保護者からの相談、教職員等の見聞きなどにより、初めて被害児童生徒への聴き取りを行う際の留意点については、「第2章 被害認知後の対応」の71~88ページ「2 初期対応」と同様ですが、本項では、特に性被害対応で留意しなければならない点を示します。

ア 加害者が誰であろうと共通する対応

(ア) 被害児童生徒への初回聴き取りにおける留意点

後に司法面接が行われるかもしれないことを念頭に置き、被害児童生徒の初回聴き取りで「記憶の汚染」を生じさせないよう、72~77ページ「ア 被害児童生徒から打ち明けられた場合」に基づき対応する必要があります。

特に、性被害に関しては、妊娠の可能性があるか否かをまず確認することが重要です。

(イ) 妊娠や性感染症の可能性のある場合（医療支援の必要性がある場合）

医療支援にはタイムリミットがあります。特に、妊娠の可能性のある場合、被害の疑いを認知した時点で72時間以内の被害であれば、聴き取りよりも医療機関の受診を優先させて対応することが重要です。

妊娠の可能性がある場合、被害から72時間以内に緊急避妊薬を服用することで、ほとんどの場合、望まない妊娠を防ぐことができます。服用開始が遅くなるほど妊娠阻止率が低くなるため、被害後すぐに服用することが大切です。令和7年度時点では、緊急避妊薬の処方には医師による診断が必要ですが、16歳以上の女性を対象に、調査研究の一環として一部の薬局での販売が行われています(16歳、17歳は保護者等の同意が必要です)。

【販売薬局詳細】<https://www.pharmacy-ec-trial.jp/>

警察に被害届を提出した場合、警察の初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等に関する公費負担制度を利用することができます。また、警察署を通じて産婦人科等で証拠採取等を受けることができ、証拠の採取は早いほど有効です。

警察に未届の場合でも、被害から72時間以内であれば、「かならいん」の緊急医療支援を受けられる可能性があります（支援には条件があります。なお、中絶費用は「かならいん」の公費負担対象外です）。また、「かならいん」には、性被害を受けた方が、後に警察に被害届提出を決意した場合に備え、証拠となる可能性のある体液等を、あらかじめ医療機関で採取し、保管しておく仕組み（証拠採取等）があります。「かならいん」の医療支援における証拠採取等は、被害後72時間以内の方を対象に、月曜日から金曜日（祝休日及び年末年始を除く）の9時から17時に実施しています。

なお、「意識がもうろうとした」「記憶がない・あいまい」「体が思うように動かなかつた」などの場合、睡眠薬等の薬物（レイピドラッグ）やアルコールの影響による被害の可能性があります。薬物によっては飲んでから数時間～数日後（おおよそ3日前後）で体外に排出されるため、なるべく早く警察に相談し、医療機関で検査を受けることが推奨されます。

妊娠検査の結果、「陽性」だったら

性犯罪・性暴力によって妊娠した場合、人工妊娠中絶をするか、妊娠を継続・出産するかの選択を迫られます。妊娠検査について、病院では次回生理予定日ころから、市販の妊娠検査薬では次回生理予定日の1週間後ころから検査できます。

●人工妊娠中絶について

母体保護法により、手術ができるのは、妊娠22週未満（妊娠21週6日まで）となっています。「母体保護法指定医」のみ手術ができます。

人工妊娠中絶の手術費用や入院期間等は医療機関によって差がありますが、妊娠12週未満の場合、手術に必要な費用は15万円程度で、日帰り又は1泊程度の入院、妊娠12週以降妊娠22週未満の場合、手術に必要な費用は30万円以上で、数日間入院する必要があります。

妊娠22週を超えた場合、出産することになります。出産費用や妊娠中のこと等については、市町村の母子保健担当などに相談することができます。また、出産後の育儿や里親制度、児童福祉施設の利用などについて、児童相談所などでも相談ができます。

また、妊娠の可能性（性器の挿入）がなくても、粘膜接触（性器の接触や口腔性交などを含む）があれば性感染症にかかる可能性があります。性感染症は、感染しても無症状であることが多く、自覚しにくい病気です。性感染症は病原体ごとに潜伏期間が異なるため、検査できる時期も異なります。

◆性感染症検査ができる時期の目安◆

- ・クラミジア、りんびょう淋病など…被害後2週間ころから
- ・梅毒…被害後3週間ころから
- ・B型肝炎…被害後2か月ころから
- ・C型肝炎、HIV…被害後3か月ころから

警察に被害届を提出した場合、性感染症検査等の医療費の一部を公費負担する制度があります。警察に被害届を提出していない場合でも、被害後概ね4週間以内であれば「かならいん」の医療支援を受けられる可能性があります。また、保健所では、無料、匿名で受けられる性感染症検査を実施している場合があります。なお、警察に被害届を提出し、精神科の受診が必要と判断された場合には、適切な医療につなげるため、医療費の一部を公費負担する制度もあります。

イ 加害者が教職員等であった場合

教職員等が加害者である、又は加害をした疑いがある場合は、関係法令・通知の趣旨を十分に踏まえ、各教育委員会や事業者が定める対応に従い、速やかに報告・対応を行ってください。

学校設置者等への即時報告や警察への相談など、適切な措置をとる前に、当該加害教職員等に事実確認を行うと証拠隠滅の恐れがあるため、対応には十分注意が必要です。

その後の児童生徒や保護者への対応等については、88 ページ【教職員等が加害の疑いにより出勤停止となっている場合の児童生徒への説明】及び【保護者会の開催について】を参照してください。

ウ 加害者が家族や同居者であった場合

家族や同居人からの性被害は児童虐待（132～141 ページ参照）に該当します。児童虐待（疑いを含む）を発見した場合、発見者は児童虐待防止法の規定により、速やかに児童相談所等へ通告する義務があります。そのため、加害者が被害児童生徒の保護者や同居者である場合は、保護者には連絡せず、速やかに児童相談所に通告してください。

なお、児童虐待という言葉には「両親からの虐待」というイメージがあるかもしれません、同居する兄弟姉妹、祖父母、保護者と内縁関係にある者など、両親以外から虐待を受けている場合も、保護者としての監護を怠っている（ネグレクト）として虐待に該当します。

エ 加害者が同じ学校等の児童生徒であった場合

86 ページ「エ 児童生徒間で生じた被害対応」を参照してください。

(8) 性被害を受けた児童生徒の保護者への対応の留意点

保護者への対応については、80～83ページ「ア 保護者への連絡」のとおりですが、医療支援が必要と判断される場合、未成年（18歳未満）の被害児童生徒が医療機関を受診するためには保護者の同意が必要となるため、速やかに保護者に連絡してください。

また、113～114ページ「(イ) 妊娠や性感染症の可能性のある場合（医療支援の必要性がある場合）」に記載のとおり、避妊のために被害から72時間以内に緊急避妊薬を服用することが推奨されるなど、医療支援にはタイムリミットがあります。そのため、医療機関の受診を最優先して対応する必要があることを保護者に伝えましょう。

警察の性被害に関する医療費公費負担制度（113ページ参照）を利用するためには、被害場所を所管する警察署への相談が必要です。警察への被害の申告を躊躇する場合は、「かならいん」（51～53ページ参照）への相談を勧めてください。

(9) 被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応の留意点

被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応については、87～88ページ「カ 被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応」に従って対応してください。

コラム5

性被害にあったこどもが必要とする支援

追手門学院大学心理学部教授 櫻井 鼓

飛行機に乗るとしばらくして、機長から「これから多少揺れることもありますが、飛行に問題はございません」と説明があります。命を預けるような感覚や、自分ではコントロールできない状況からくる緊張の中で、あのアナウンスは乗客の不安を鎮めってくれます。操縦桿^{そうじゅうかん}を握っている機長の落ち着いた声音と説明によって、私たちは飛行への見通しをもち、上下に揺れてもその言葉を信じて操縦に身を委ねることができます。そしてこの例からは、性被害^{うかが}という危機に直面したこどもに対して、支援者が落ち着いた態度で導くことの重要性が窺えます。

性被害に遭ったこどもへの支援は、トラウマを理解したケアを意味する「トラウマインフォームドケア (TIC)」の概念に沿って考えることができます。TIC では、支援の基本的な枠組みとも言える4つの前提条件が挙げられています(SAMHSA,2014)。

- ・理解する (Realize)：トラウマの広範な影響と回復への道筋を理解する
- ・気づく (Recognize)：トラウマの兆候や症状に気づく
- ・対応する (Respond)：トラウマに適切に対応する
- ・再トラウマ化を防ぐ (Resist re-traumatized)：環境を整え、再トラウマ化するのを防ぐ

まずは、性被害について教職員が正しく理解していることが必須です。

こどもの性被害は、知り合いの大人によるもの、力関係を利用されたものであることが少なくありません。加害者からの口止め、加害者への信頼、自責感や恥の気持ちから、被害を開示するのが困難になります。ですから被害を潜在化させないためには、こどものサインに気づくことが大切です。性被害に遭った後には、頭痛や腹痛、勉強への集中困難などが生じ、幼いこどもは経験を言語化できずに身体化しやすくなります。他方で、案外淡々としていることもあります、わかりやすいサインが現れるとも限りません。普段とは違うと感じる、教職員の「ちょっとしたひっかかり」を大切にして、何かあったのかと声をかけてください。そこから被害が明るみに出ることがあります。

被害後の子どもに大切なのは、安心感をもつてること。被害の記憶に触れないでそつとしておこうとするあまりに、支援が疎かになることのないようにしてください。様子をよく観察し、発達段階に応じた安心できる環境を整えていただきたいと思います。大人は、つい思い込みで子どもを見てしまいがちですが、観察するとは、大人側の感情は脇に一旦置いておき、子どもをみとることです。自然に見えてくる子どもの気持ちがあるでしょう。カウンセラーを活用することも有効です。被害後の子どもは、自分の心身に起きているトラウマ反応が異常ではないと知るための心理教育を受けたり、トラウマリマインダー（被害を思い出すきっかけとなるもの）への対処やリラクセーション法を知ることで、気持ちが安定することがあります。

また、保護者を支えることも子どもの支援に繋がります。保護者は、わが子を守れなかったと自分を責めるものです。教育現場としてどのように対応することが子どものためになるか、どこまで可能かを、保護者と話し合っていく作業が有効です。

私たちは、境界線の問題や嫌だと言って良いことを子どもに伝えています。被害を打ち明けてきた後の支援が適切になされるからこそ、自分を大切にして良いという確かなメッセージを、子どもに残すことができるのです。

<引用>

Substance Abuse and Mental Health Services Administration. SAMHSA's Concept of Trauma and Guidance for a Trauma-Informed Approach. HHS Publication No. (SMA) 14-4884. Rockville, MD: Substance Abuse and Mental Health Services Administration, 2014.

大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター・兵庫県こころのケアセンター(訳) (2018) SAMHSA のトラウマ概念とトラウマインフォームドアプローチのための手引き

特集 SNSを介した被害

総務省の令和6年通信利用動向調査によれば、令和6年8月末でインターネット利用者の割合は6歳～12歳が83.7%、13歳～19歳が96.9%となっています。このうち、利用目的・用途を「SNSの利用」と回答した者の割合は、6歳～12歳が40.9%、13歳～19歳が91.8%であり、児童生徒にとってSNSは欠かすことのできないコミュニケーションツールとなっていることがうかがえます。

一方で、アプリのグループ内で仲間外れにされる、SNSに悪口を書き込まれ誹謗中傷される、勝手に画像や動画、個人情報をアップロードされるなど、SNSを介したいじめ被害も増えています。SNSを介した場合、不特定多数を巻き込んだいじめに発展することもあります。「自分だと分からなければ何を書いても構わない」という思い込みや、「ほかの子もやっているから」と安易に誹謗中傷や悪口を書き込んだり、アプリのグループ内で仲間外れにしたり、既読無視したりすることで、被害児童生徒は「みんなから誹謗中傷されている」「無視されている」「仲間外れにされている」と感じます。

また、学校等での対応が特に難しいのが、インターネット上に流出した個人情報や画像に関する被害です。技術の発展により、誰もが自分のスマートフォンやゲーム機等で気軽に書き込みしたり、写真や動画を撮影してアップロードしたりできるようになった一方で、インターネット上に掲載された個人情報や画像は容易に加工できるため、誹謗中傷の手段として悪用されやすい傾向にあります。また、スマートフォン等で撮影した写真を安易にアップロードした場合、写真に付加された位置情報（GPS）、制服や背景の映り込み等から児童生徒の個人情報が流出する危険性もあります。一度流出した個人情報は、不特定多数の人々に見られる危険が生じるとともに、繰り返しコピー・転載され、完全に削除することは困難です。

こうした状況を受け、携帯電話事業者に対しては、青少年が使用者となる契約を締結する際のフィルタリングの設定等が義務付けられたり、SNSを介した性被害に対応するため、「性的姿態等撮影罪」や「16歳未満の者に対する面会要求等の罪」など刑法上の罪が新設されたりなど法令整備が進んでいますが、SNSを介した犯罪被害に巻き込まれる事犯は後を絶たちません。

最近では、SNSの「高額報酬」「ホワイト案件」などの投稿に応募し、アプリで連絡を取る中で身分証明書の画像を送ってしまい、脅されて加わることを断れない状況に追い込まれ、強盗などの凶悪な犯罪をさせられるなど、最終的には児童生徒自身が犯罪者となってしまう「闇バイト」が社会問題となっています。

また、法規制をかいくぐる被害も増えています。例えば、生成AIを悪用して、児童生徒の卒業アルバムなどの顔写真をもとに裸の画像を合成する等の性的ディープフェイクなど、技術の進歩により新たな被害も生まれており、性被害の広がりが懸念されています。

そもそも、実在する18歳未満の児童生徒の裸や性器が映った写真を所持していれば、所持者が未成年であろうと、同意のもと得た画像であろうと犯罪行為です。

本特集では、SNSを介した被害の特徴や対応の留意点について、性的画像等による被害を中心に記載しています。

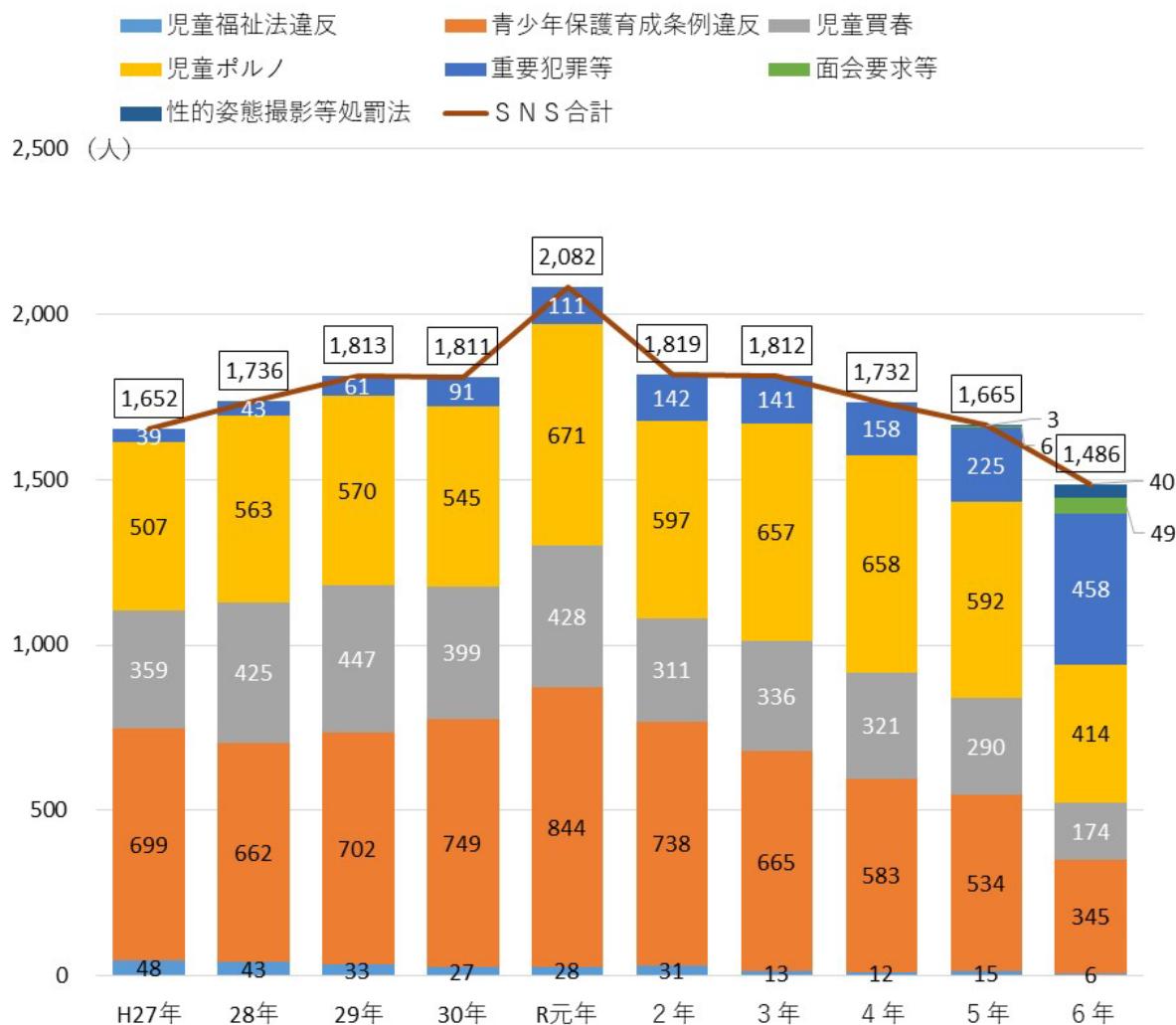
本特集では、警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」（以下、「警察庁の統計」という。）に準じ、20歳未満を「少年」、18歳未満を「子供」「児童」といいます。

（1）警察庁の統計から

ア SNSに起因する事犯

令和6年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は1,486人であり、令和元年の2,082人から5年連続減少しているものの、依然として高い水準で推移しています。特に重要犯罪等が占める割合が増加傾向あり、令和6年では30%以上が重要犯罪等の被害です。

【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移（警察庁統計）



注1：SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの

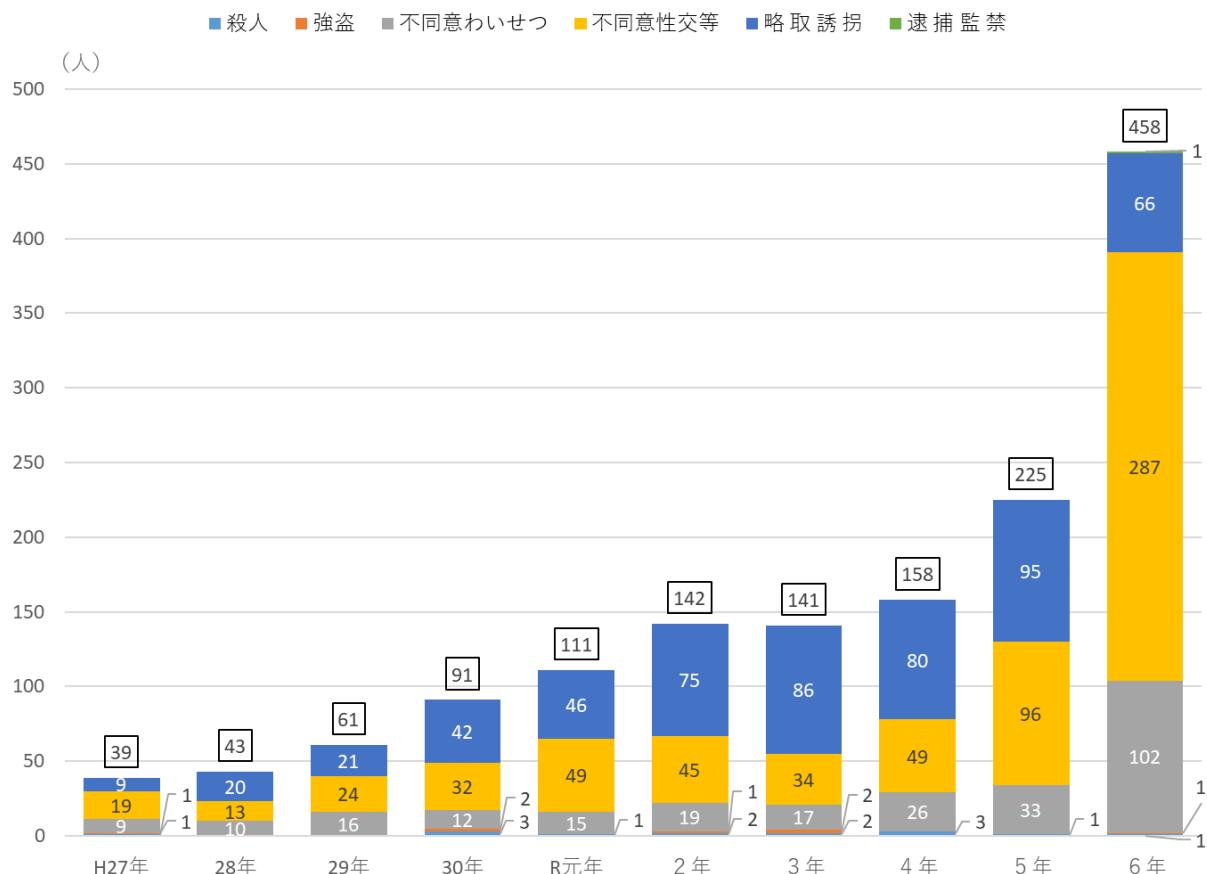
注2：SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

注3：対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪（面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加）

注4：不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

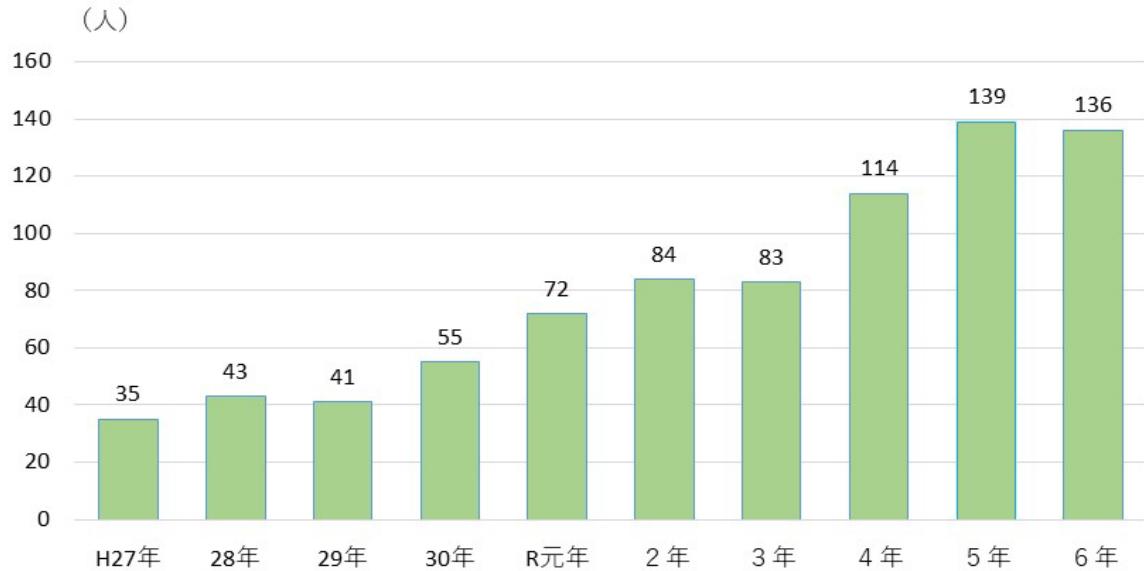
SNSに起因する重要犯罪等の被害児童数について、罪名別内訳にみると、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐が大部分を占めています。(令和6年の重要犯罪等458人の内訳: 不同意性交等287人、不同意わいせつ102人、略取誘拐66人、殺人1人、強盗1人、逮捕監禁1人)

【SNSに起因する事犯】重要犯罪等の被害児童数の推移（警察庁統計）



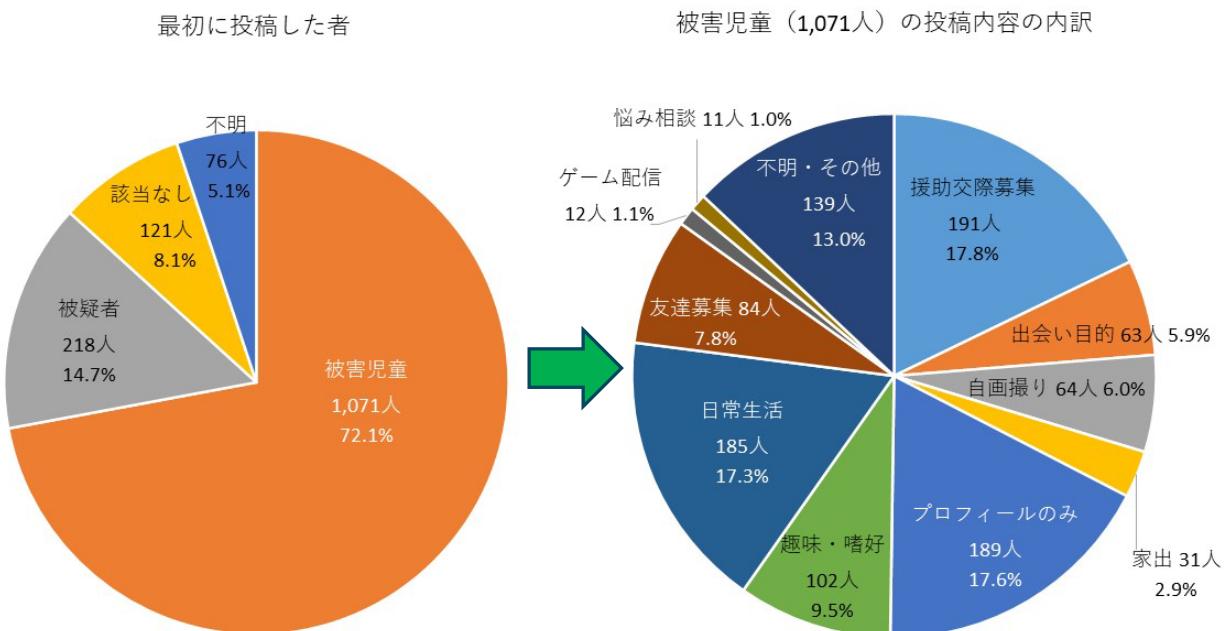
令和6年のSNSに起因する小学生の被害児童数は、平成27年に比べて3倍以上に増加しており、被害の低年齢化が進んでいることが分かります。

【SNSに起因する事犯】小学生の被害児童数の推移（警察庁統計）



SNSに起因する事犯において、被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなる最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が7割以上となっています。被害児童の投稿内容の内訳をみると、「プロフィールのみ」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」「ゲーム配信」など、一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくいものが半数を超えていました。

【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳（警察庁統計）



イ 児童ポルノ事犯

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（通称「児童ポルノ禁止法」）」（平成11年法律第52号）により、「何人も、みだりに児童ポルノを所持し、若しくは第2条第3項各号（下記「児童ポルノとは？」参照）のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。」と定められています。

○児童ポルノの「児童」とは？

18歳に満たない者をいいます。男女は関係なく、どちらも対象になります。

○児童ポルノとは？

児童ポルノ禁止法第2条第3項により、「児童ポルノとは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの）をいう。」と定められています。

- 1 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 2 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 3 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、^{てんぶ}臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」

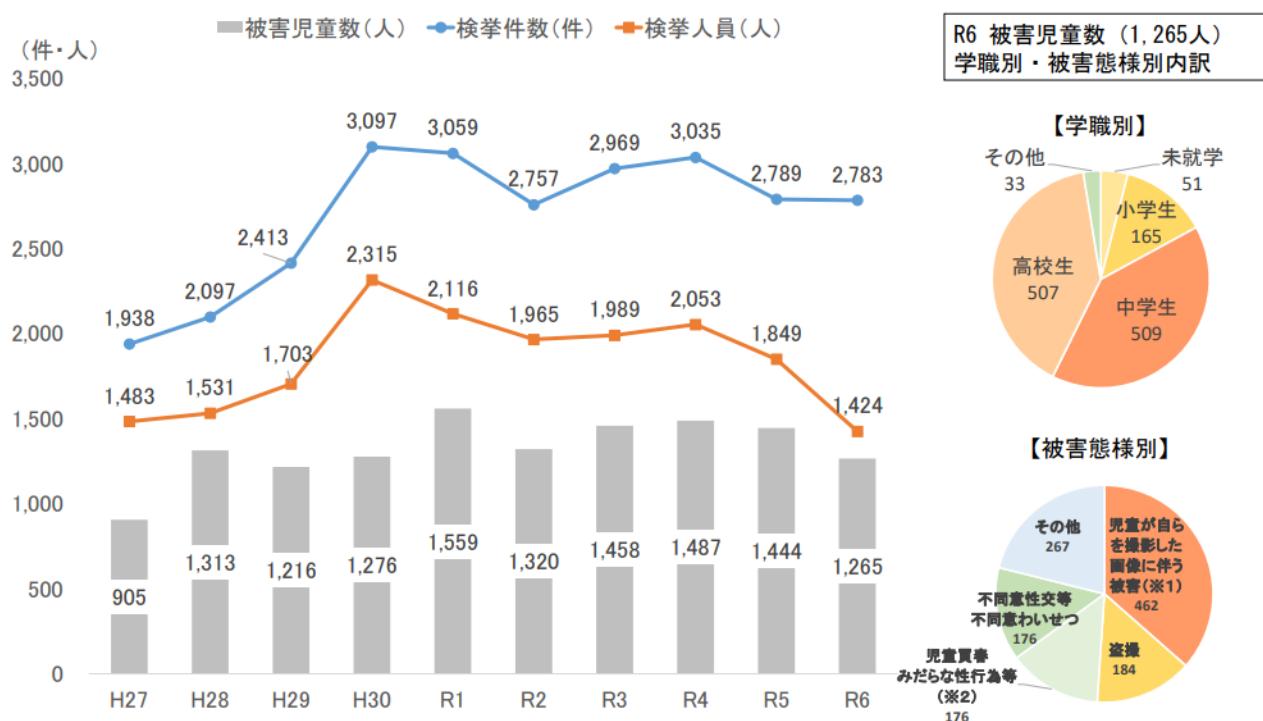
第7条に定められている違法な行為とは？

次の8つの行為が、違法行為として罰せられます。

- 1 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持する行為。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管する行為
- 2 児童ポルノを提供する行為
- 3 2の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出する行為。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管する行為
- 4 児童ポルノを製造する行為
- 5 盗撮により児童ポルノを製造する行為
- 6 不特定多数に児童ポルノを提供又は公然と陳列する行為
- 7 6の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出する行為。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管する行為
- 8 6の目的で、児童ポルノを輸入し又は輸出する行為

警察庁の統計によると、令和6年における児童ポルノ事犯の被害児童数（1,265人）を学識別にみると、高校生が507人、中学生が509人、小学生が165人、未就学が51人です。また、児童ポルノ事犯の32.7%（414人）がSNSを起因とする被害とされています。

一方、児童ポルノ事犯の被疑者（1,424人）を年代別にみると、10代が最多の781人で全体の54.8%を占めています。また、被疑者のうち、高校生が407人、中学生が242人、その他の学生が50人と、学生が約半数を占めており、児童ポルノ事犯については半数近くが児童生徒同士の被害であることが分かります。児童ポルノ事犯の被害態様別（製造手段別）内訳をみると、児童が自らを撮影した画像に伴う被害（だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる形態の被害）が36.5%と最も多く、「自画撮り被害」と呼ばれています。児童ポルノの被害児童生徒の裸や性器、性被害を受ける姿が画像や映像など形として残されてしまい、いったんインターネット上に流出すると、125～126ページの「ウ 子供の性被害事件の検挙事例」8の事例のように世界中に拡散される危険性があり、完全に消去することは困難です。



※1 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる形態の被害
 ※2 「みだらな性行為等」は、青少年保護育成条例に規定する罪

ウ 子供の性被害事件の検挙事例

警察庁の統計のうち、子供の性被害事件の検挙事例は次のとおりです。

1 コスプレ撮影を口実にした児童買春等事件

令和5年7月、自営業の男（当時54歳）は、SNS上で女子中学生（当時10歳代）に対し、コスプレ撮影会に来てくれればお金を払う旨の約束をして面会し、これに応じた女子中学生をホテルに誘い、現金を渡して性交等した。

令和6年2月、男を不同意性交等罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

2 食事への誘因を契機とした児童買春等事件

令和5年10月、会社員の男（当時53歳）は、女子中学生（当時10歳代）にSNSでメッセージを送信して、女子中学生及び女子小学生（当時10歳代）と食事に行った。

同年12月、男は、女子小学生に現金を渡す約束をして、ホテルでわいせつな行為をした。

令和6年6月、男を不同意わいせつ罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

3 ゲームアプリの課金を約束した児童ポルノ製造等事件

令和5年7月、アルバイトの男（当時38歳）は、オンラインゲームで知り合った男子中学生（当時10歳代）にゲームアプリの課金を約束して、SNSで自慰行為の動画を送信させた。

令和6年2月、男を16歳未満の者に対する映像送信要求罪、不同意わいせつ罪、性的姿態撮影罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

4 裸の画像を送らせて、さらに脅す等した児童ポルノ製造等事件

令和6年4月、会社員の男（当時26歳）は、SNSで知り合った女子中学生（当時10歳代）にSNSのダイレクトメッセージ機能を使って、現金を払うので裸を見せて欲しい旨を伝え、女子中学生に裸の画像を送信させた上、手に入れた画像を利用して、画像を拡散されたくないなれば電子マネーを送金するように脅した。

令和6年8月、男を16歳未満の者に対する映像送信要求罪、不同意わいせつ罪、性的姿態撮影罪、児童買春・児童ポルノ禁止法違反及び恐喝罪で検挙した。

5 SNS上の画像を悪用した児童ポルノ製造等事件

令和6年7月から8月までの間、無職の男（当時27歳）は、SNSのダイレクトメッセージ機能を利用して、面識のない女子小学生（当時10歳代）に、同女子小学生が投稿した顔写真にわいせつな文言を加えた画像を送り、「僕の言うこと聞かないならさらすね」「じゃあお前の写真ばらまくわ」などと脅迫し、下半身を触らせる動画を撮影させて送信させた。

令和6年10月、男を16歳未満の者に対する映像送信要求罪、不同意わいせつ罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

6 元高校教諭による教え子に対する児童福祉法違反事件

令和5年10月、元高校教諭の男（当時31歳）は、勤務する高校の女子高校生（当時10歳代）と仲を深め、女子生徒を自宅に誘い、性交等した。

令和6年10月、元高校教諭の男を児童福祉法違反で検挙した。

7 SNSを利用した複数人による児童福祉法違反事件

令和5年3月、無職の男A（当時33歳）は、SNSで知り合った女子児童（当時10歳代）を無店舗型性風俗特殊営業店で稼働させるため、男B（当時36歳）に紹介し、Bは、店を紹介し稼働させることを約束した上で、その立場を利用して、女子児童と性交等した。

令和6年7月、男A及びBを児童福祉法違反で検挙した。

8 海外機関からの情報提供を活用した不同意わいせつ等事件

海外機関（全米行方不明・被搾取児童センター）から日本国内で児童の性的画像がSNS上でやりとりされている旨の情報提供を受けて、会社員の女（当時41歳）が女子小学生（当時10歳未満）の裸画像を会社員の男（当時41歳）に提供したこと、さらにこれら男女がこの女子小学生に対するわいせつな行為を行っていたこと等が判明したもの。

令和6年8月、男女2名を不同意わいせつ罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

（2）SNSを介した性被害の特徴

警察庁の統計数値や検挙事例から、SNSを介して不同意性交等や不同意わいせつ、児童ポルノ等の被害にあう児童生徒が増加していることが分かります。検挙事例をみると、現金やゲームの課金などで手なづけられ、巧みに^{だま}される性的グルーミングによって性被害にあっている児童生徒の態様が読み取れます。

なお、警察庁の統計数値はあくまで被疑者が検挙された件数に過ぎず、実際には検挙に至っていない被害や警察に申告されていない潜在的な被害も多く、これらは被害全体の氷山の一角に過ぎないといえます。

特集の冒頭（119ページ）でも触れたとおり、6歳以上のインターネット利用率が8割を超える現在、児童生徒にとってSNSは欠かすことのできないコミュニケーションツールとなっています。また、誰もが自分のスマートフォンやゲーム機等で気軽に投稿したり、写真や動画を撮影してアップロードしたりできる状況にあります。その一方で、SNSの大きな発信力によって性犯罪に巻き込まれやすくなっていることや、児童生徒同士で性的画像等（児童ポルノ）に関する被害が起こり得ることを認識することが重要です。特に、小学生の被害児童数が増加し、被害の低年齢化が進んでいる現状を踏まえ、SNSの使い方や性暴力に関する教育を早期に行うことが求められます。

(3) 教育の重要性

SNSを介した被害を受けた児童生徒からは、「危険性があることは分かっていたが、自分だけは大丈夫だと思っていた」「まさか、こんな大事になってしまうと思わなかった」といった声が聞かれます。また、被害児童生徒の保護者からの相談では、被害者意識より「そもそもこんな画像を送った我が子が悪い」「なんて馬鹿なことをしたんだ」といった認識を持っているケースも多いようです。

しかし、18歳未満の児童生徒の裸や性的行為の写真や動画は、どんな理由で誰が撮ったものであっても、所持しているだけで犯罪行為（児童ポルノ禁止法違反等）となります。また、性的画像等の撮影を強要することも犯罪に該当し得る行為です。このため、「自分（の子）のせいで大変なことになってしまった」と思っている児童生徒や保護者にも、早急に最寄りの警察署へ相談することを教示しましょう。

ただし、警察対応にも限界があり、特にSNSを介した被害については、警察でも捜査の最初の段階で、被害児童生徒や保護者に「いったんインターネット上に掲載されたものの拡散は止めきれない」ことを伝えているそうです。

のことから、インターネット上に個人情報や性的画像等が拡散し、止める手立てがなくなってしまう前に、被害を未然防止するための教育が重要です。21ページに掲載している情報モラル等に関する各種出前講座等の活用などにより、発信した情報は多くの人にすぐ広まること、匿名の書き込みでも特定されること、書き込みが原因で思わぬトラブルを招き犯罪に巻き込まれる可能性があること、一度流出した情報は簡単には削除できないことなどの危険性等について教育しましょう。また、児童生徒との日々の関わりの中で、気持ちをオープンに伝えったり、話し合ったり、相談にのったりすることも大切です。

一方で、SNSの取り扱いについては学校等での教育だけでは限界があり、家庭での教育も不可欠です。保護者会等を通じて、児童生徒のスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であること、フィルタリングだけでなく、児童生徒を危険から守るため家庭でのルールづくりが大切であること等を伝え、保護者と緊密に連携・協力することが重要です。

また、インターネットの技術は日々進歩しており、なりすましによるいじめや生成AIを悪用した被害、その他これまでにない被害形態が発生する可能性があるため、常に新たな課題にアンテナを高くしておく必要があります。

(4) SNSを介した被害の認知経路

ほかの犯罪同様、被害の認知経路は様々ですが、特にSNSを介した被害については、被害児童生徒の最も身近な友人から認知されることも多くあります。例えば、最初はSNSで知り合った彼氏ののろけ話として聞いていたものの、年齢差が大きい、性的な行為により金銭を受け取っている、だまされている等の様子から「これは犯罪ではないか」「友達が危険な人と付き合っているかもしれない」と、友人が周囲の大人に相談した結果、被害が認知されるケースがあります。一方で、人間関係がうまくいかずSNSに逃避している児童生徒の場合、身近に気軽に相談できる友達がないため、被害が表面化しにくい傾向があります。

また、自ら性的な自画撮り画像を送信した結果、本人の知り得ないところでその画像が転送・拡散されていることを知った友人が「〇〇さんの性的画像等が拡散されているけれど大丈夫だろうか」と相談し、性的画像等が学校等の内外で拡散されていることが発覚することも多くあります。

さらに、児童ポルノにあたる画像・動画等については、先に警察が犯罪の証拠として認知する場合もあります。例えば、別件で逮捕された被疑者のスマートフォンを捜索した際、ほかの被害児童生徒の児童ポルノが見つかることがあります。その場合、まず児童生徒の保護者が警察に呼ばれ、写っているのが自分の子で間違いないか確認を受け、そこで初めて保護者が被害を知ることになります。警察からの事情聴取を通じて、児童ポルノの被害だけでなく、さらにSNSを介して知り合った見知らぬ人と性交していた、同級生や教職員等から盗撮されていたなどが判明することもあります。被害が確認された後、被害児童生徒や保護者の意向にもよりますが、警察から学校等に情報提供がなされる場合もあります。

性的な画像や動画の消去等について

事件の証拠物として警察に押収され、検察に送られた押収物に性的画像等があった場合、それが刑事事件として有罪にならなくても、検察官の権限で、その画像等を消去したり破棄したりできる法律が、令和6年6月から施行されています。

(5) 性的画像等（児童ポルノ）に関する被害の対応の留意点

児童生徒の性的画像等が拡散されている、又はほかの児童生徒が所持していることが発覚した場合、被害の拡大を防ぐためにも、まずは警察に相談することが重要です。同じ学校等の児童生徒間で性的画像等がやりとりされている場合、さらにはほかの児童生徒に転送される可能性もあります。その場合、撮影した児童生徒だけでなく、転送された性的画像等を保管したり拡散したりした児童生徒も、児童ポルノ禁止法違反（123ページ参照）や性的映像記録提供等罪などの罪に問われる可能性があります。

性的画像等に関する被害では、SNS投稿やアプリ・メールでのやりとり等の証拠保全が重要です。学校等の聞き取りだけでは誰が何を所持しているか特定することは困難なので、教職員等の聞き取りをもとに、性的画像等やSNS上のやりとりなどの証拠を削除するのは避けましょう。警察の捜査権限をもってやりとりを確認するとともに、児童ポルノの所持者を特定し、確実に削除させることが、被害拡大を防ぐことにつながります。

なお、証拠になるだろうと思って児童生徒のスマートフォンの中に児童ポルノが保管されている様子を教職員等が撮影すると、形式的には児童ポルノ禁止法違反に該当することとなるため、避けましょう。

一方で、インターネット上に拡散されてしまった場合、個人でも165～166ページに掲載している国委託事業の機関に通報したり、プロバイダー等を通じて削除要請をしたりすることができますが、先述のとおり、拡散された情報のすべてを削除することは困難です。

(6) 性的画像等に関する学校等の対応への訴訟事例

被害児童生徒及びその保護者の意向確認をせず、証拠となり得る性的画像等を学校等の対応において削除させたことで、事実確認ができなくなり、法的措置をとる機会を奪われたとした訴訟事例があります。判決では、都道府県教育委員会の手引きを根拠として、「学校等には画像等の保全義務があった」と認定されています。

この判例からも、児童生徒が性的画像等を所持していることが判明した場合、まずは被害児童生徒及びその保護者の意向を確認することの重要性が分かります。教職員等の判断で削除せず、被害児童生徒及びその保護者に学校等での対応には限界があることを説明し、速やかに警察に相談することを勧めましょう。

適切な措置を講ずることなく、客観証拠を削除させた場合の判例

- 性暴力を受けた証拠となり得る娘の画像・動画を公立中学校の教頭が加害男子生徒に削除させたため、事実確認ができなくなり、法的措置をとる機会を奪われたとして、娘の保護者が同校を所管する自治体に慰謝料など約110万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が2024年9月に地裁であり、裁判長は、画像・動画の保全措置を講じる義務に違反したとして、44万円の支払いを命じている。
- このケースでは、中学在籍時に女子生徒は、同じ学校の男子生徒の求めに応じて性的な画像と動画をSNSで送信。また、スマートフォンで動画撮影しながらの性行為を行った。後日、娘から「半ば無理やりだった」と聞いた両親が、学校側に男子生徒のスマートフォンのデータの保全を求めた。しかし、教頭は男子生徒とその両親と面談した際、スマートフォンに保存されていた画像・動画を両親の目の前で削除させていた。
- 地裁の判決では、**都道府県教育委員会の手引きに、性的な画像・動画が発見された場合に、「安易に削除するような指導はせず、被害生徒や保護者の意向を確認するまで学校に一時預けるよう指導する」と記載されており、学校側には画像・動画の保全義務があつたと認定**し、両親が画像・動画を確認して法的措置を検討する機会を奪ったとしている。

※令和7年4月こども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」より引用・一部編集

コラム6

SNSによる性被害

追手門学院大学心理学部教授 櫻井 鼓

SNSの登場によって、子どもの性被害は相手の地域を問わなくなりました。加害者は成人とも限らず、子どもが被害者にも加害者にもなり得ます。SNSは時に国境を越え、さまざまな人と知り合うことができるツールの一方で、特定の人とのコミュニケーションに活用されるメッセージングアプリは、周囲からやりとりが見えないこともあります。

SNSによる性被害には、セクスティング被害（性的な自画撮り画像のシェアを要求される）、性的ディープフェイク（生成AIを悪用して児童の顔写真をもとに裸体を合成する等）、オンライン・グルーミング（わいせつ目的でオンラインを介して手なづけられ、面会を要求される等）、セクストーション（性的画像をもとに、さらなる性的画像や金銭を要求される等）などがあります。バーチャルリアリティ（VR）でも性被害を受けることが報告されており、技術の進展とともに被害のありようまでもが多様化しているのです。SNSによる、とは言っても、子どもがSNSを介して加害者と知り合うケースだけではありません。日常生活での身近な大人がSNSを用いて性加害に及ぶなど、被害が密かに進行している場合もあります。

ここでは特に、SNSを介して加害者と出会う場合を取り上げてみましょう。典型的と思われる事例を創作しました。

中学生女子Aは、家はつまらないし、勉強が苦手で友達もいないので、学校も面白くなかった。趣味でつながるSNSに投稿していたところ、20代の男Bと出会った。Bは、家のこと、進路のことなどアドバイスをしてくれ頼りになった。それに、BだけはAのことを可愛いと褒めてくれた。Bから「会いたい」と言わされたので嬉しくて出かけた。Bが身体目的だということは分かっていたので、性被害という認識はない。

子どもは、SNSを通じた推し活、嗜好を同じくする種のオンラインゲーム等を通じて、加害者と知り合います。見知らぬ相手であれば、関係を築くまでに時間がかかりますが、共通のモノが土台となるために、意気投合しやすいのでしょう。その後、SNSのDM等に移行し、リアル場面で会うに至ります。

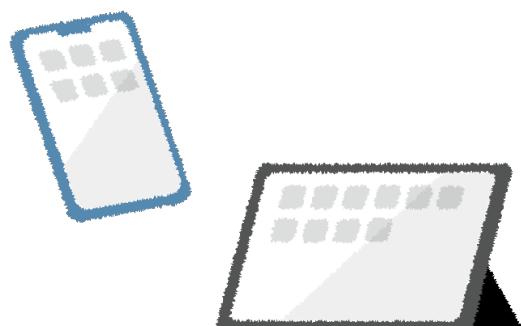
もちろん悪いのは加害者です。心理学では、好意（容姿が優れている相手に好意を抱く）や権威性（社会的立場があるとすごい人だと思ってしまう）などによって、人の印象は操作されることが明らかにされています。SNSではプロフィールやアカウントを偽ることが容易なために、^{だま}騙されやすくなるのです。他方で、こどもが会いに行ってしまうのは、加害者の巧みな手口だけではありません。SNSをとおして関係を求める結果、被害に遭うこどもがいる事実にも目を向けることが大切でしょう。私の研究(櫻井,2024)からは、こういったこどもには、逆境的小児期体験（ACES；虐待などの体験）や、愛情の希求、承認欲求のあることが明らかになっています。

こどもへの支援として、心の居場所を提供し、彼らが抱える傷つきに寄り添うことはもちろん大切です。ただし、それだけでは足りません。こどもは、第三者からみると被害であるにも関わらず、仮にでも優しくされた誰かを再び求めることができます。再被害防止のための教育指導など、次なる対応を考える必要があります。

こどもに向き合う真摯な姿勢が、加害者が仕掛けた「関係への罠」を解くことになるのです。

＜引用＞

櫻井鼓『「だれにも言っちゃダメだよ」に従ってしまう子どもたち』（WAVE出版、2024年）



4 人身安全関連事案（児童虐待、ストーカー被害、デートDV）

児童虐待、ストーカー被害、DV、リベンジポルノ（私事性的画像被害）、行方不明者など人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下、「人身安全関連事案」という。）については、学校等では被害児童生徒に及ぶ危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、児童生徒が死亡するなど事態が急展開するおそれがあります。そのため、学校等が認知した段階から警察や児童相談所等と緊密に連携し、被害児童生徒の安全の確保を最優先に対処する必要があります。

ここでは、特に児童生徒に起こり得る人身安全関連事案として、児童虐待、ストーカー被害、デートDVの対応について示します。

【児童虐待】（※ここでいう「児童」とは18歳未満の者をいいます。）

児童虐待とは、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもある、児童に対する最も重大な権利侵害です。令和6年度児童相談所（政令指定都市及び横須賀市を除く）の虐待相談受付件数8,023件のうち、928件（11.6%）が学校等からの通告によるものです。また、「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書（第5回）」⁵（以下、「県児童相談所調査」という。）によると、性的虐待・性被害として「事実あり」としたケースの相談経路は「学校」が76件（27%）、被害を最初の告白した相手は学校職員（担任教諭、養護教諭、スクールカウンセラーなど）が85件（30%）と最も多くなっています。教職員等が児童の異変にいち早く気づき、疑いの段階でも速やかに通告することが、児童虐待の早期発見につながります。

（1）児童虐待とは

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）第2条において、児童虐待とは「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）が、その監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について次に掲げる行為をいう。」として、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4類型を定義しています（次ページ参照）。多くの事例において、複数の虐待が複合しているといわれています。

なお、「児童虐待＝両親からの虐待」と捉えられがちですが、同居する祖父母や兄弟姉妹、保護者の内縁関係にある者など保護者以外の者からの虐待も、保護者のネグレクトとして児童虐待に該当し、通告義務（136ページ参照）があります。県児童相談所調査によると、性的虐待・性被害として「事実あり」としたケースを虐待者別にみると、きょうだい間が48件（17%）、祖父からが17件（6%）となっており、両親以外からの虐待も少なくありません。また、児童生徒が入所している児童福祉施設（保育所や幼保連携型認定こども園を含む）の施設長又は里親も「保護者」に該当し、児童福祉施設の施設職員からの虐待も、施設長のネグレクトとして児童虐待に該当します。

⁵ 神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書（第5回）

政令指定都市及び横須賀市を除く児童相談所における平成29年度から令和3年度の5年間に性的虐待・性被害として受理した事例を調査したもの。

児童虐待の定義・例・特徴

定義	例	特徴
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること 	<ul style="list-style-type: none"> ・叩く、蹴る、あざや骨折、タバコによる火傷など ・首を絞める、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける ・布団蒸しにする、溺れさせる、逆さつりにする
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること 	<ul style="list-style-type: none"> ・性交渉、性的行為の強要、教唆、性器や性交渉を見せる ・性的な写真の被写体にする
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長期間の放置、保護者以外の同居人による性的虐待又は身体的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を与えない、不潔・不衛生な状態にする ・乳幼児を家に残したまま外出する、病気になっても病院に連れていない、登校させない ・車内放置
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉による脅しや脅迫、「生まれてこなければよかった」など児童の心や自尊心を傷つけるような言動を繰り返す ・児童を無視する、拒否的な態度を示す ・児童の前でDVや夫婦喧嘩<small>げんか</small>を行う ・きょうだい間の差別

(2) 児童虐待のサイン

虐待を受けている児童や虐待をしている保護者には、特徴的な行動や状況（サイン）が現れます。例えば、次のような特徴が見られ、一つだけでなく、複数の項目に該当したり、頻繁に見られたりする場合には虐待が疑われます。

■児童に感じる違和感の例

身体的	<ul style="list-style-type: none"> 不自然な傷やアザ、火傷の跡がある 同じような傷が多い、原因がはっきりしない怪我、治療をしていない傷 急にやせるなど低栄養を疑わせる症状 など
表情	<ul style="list-style-type: none"> 表情や反応が乏しく笑顔が少ない 怯えた泣きかた 保護者と離れると安心する 落ち着きがなく乱暴、警戒心が強い など
行動	<ul style="list-style-type: none"> 身体的接触を異常に怖がる 衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる 夜遅くまでひとりで遊んでいる など
対人関係	<ul style="list-style-type: none"> うまく関われない、暴力的 家に帰りたがらない、保護者を避けている など
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> 衣服や身体が不潔 基本的生活習慣が身についていない 拒食、過食、給食をむさぼるように食べる 予防接種などを受けていない 年齢にそぐわない性的な言動がみられる など

■保護者に感じる違和感の例

子どもへの 関わりかた	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康や安全を考えない 子どもを置いて外出している 人前で子どもを厳しく叱ったり叩いたりする きょうだいに対して差別的 など
対人関係	<ul style="list-style-type: none"> 他者に対して否定的な態度をとる 先生との会話を避ける 説明の内容がころころ変わる 他者の意見に被害的・攻撃的 など
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> 近所と交流がなく孤立している 家の中や外が散らかっていて不衛生 夫婦関係・経済状況が良くない、DVがある 近隣からの苦情や悪いうわさが多い など
保護者自身 のこと	<ul style="list-style-type: none"> ひどく疲れている 精神状態が不安定、被害感が強い、思い込み、未成熟、衝動的 連絡が取りづらい など

(3) 児童虐待が心身に与える影響

児童虐待は、いずれの類型においても児童の心身に深刻な影響をもたらします。児童虐待が心身に与える影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、児童の年齢や性格等によりさまざまですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴が見られます。

児童虐待が心身に与える影響	
身体的影響	<ul style="list-style-type: none"> ・打撲、切創、熱傷など外から見える傷 ・骨折、鼓膜穿孔^{せんこう}、頭蓋内出血などの外から見えない傷 ・栄養障害による低身長など ・愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもある ➡こうした子どもは、一時保護された後の短期間で大幅な身長の伸びや体重増加を示すことがある。 ・身体的虐待やネグレクトが重篤な場合には、死に至ったり重い障害が残ったり可能性がある ・性的虐待の場合、妊娠、性感染症、性器や肛門への外傷
知的発達面への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことができない ・ネグレクトで、学校への登校もままならない ・養育者が必要なやりとりを行わない、又は養育者が年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする ➡もともとの能力に比べ知的な発達が十分に得られないなど、児童の知的発達が阻害される
心理的影響	<ul style="list-style-type: none"> ・対人関係の障害（愛着障害、依存的態度など） ・自尊感情や自己肯定感が乏しい ・行動コントロールの問題（自分本位な行動、粗暴な行動、自暴自棄な言動、性化行動など） ・多動（A D H Dなど） ・心的外傷後ストレス症（P T S D） ・偽成熟性（集団関係において上下関係に敏感になる、過服従など） ・精神的症状（解離等のトラウマ症状、解離性同一性障害）

(4) 疑いを含めた通告義務

児童虐待防止法の規定により、虐待されていると思われる児童を発見したときには、疑いの段階を含め、速やかに児童相談所等へ通告することが義務とされています。

児童虐待防止法 第6条第1項

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

→発見者は通告義務がある。

※ 通告先として、市町村や福祉事務所も規定されていますが、市町村や福祉事務所には立入調査や一時保護の権限がありませんので、直接児童相談所へ通告する方が迅速な対応につながります。

また、児童虐待の通告は、「個人情報の保護に関する法律」違反や業務上の守秘義務違反にはあたらず、まずは児童の安全が最優先されることが規定されています。

児童虐待防止法 第6条第3項

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

→通告義務は守秘義務に優先する。通告することは守秘義務違反には該当しない。

なお、教職員等については、次のとおり児童虐待防止法で児童虐待の早期発見等について努力義務が規定されています。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(5) 通告先等

通告先は、被害児童の居所がある市町村を所管する児童相談所です。なお、児童相談所へ通告した被害児童が必ず一時保護されるわけではありません。

◆通告の時に伝える内容（分かる範囲で構いません。）◆

- ・被害児童生徒の氏名、生年月日、住所、在籍状況（入所年月日、出欠状況、きょうだい児の有無等）
- ・保護者の氏名、住所、職業、被害児童生徒の続柄など
- ・虐待内容（誰から、（いつ）、何を）
- ・児童生徒の現在の状況（発育状態、服装、衛生状態、行動上の問題、食欲等）
- ・通告者の氏名や児童及び保護者との関係

(6) 児童虐待通告の判断に当たっての留意点

児童虐待防止法による通告義務は「児童虐待を受けた児童」ではなく、あくまで「児童虐待を受けたと思われる児童」に対して課せられています。児童虐待においては、児童の安全確保が最優先事項です。事態を楽観したり、保護者との関係性に配慮しすぎたりすることで判断が遅れ、重大な事態に至るケースもあるため、**疑いの段階で速やかに通告することが何よりも重要**です。通告の前に保護者に連絡する必要はありません。通告するかどうか迷った場合も、まずは相談することが望まれます。

虐待（の疑い）があるかどうかは、児童虐待防止法による虐待の定義に基づき、児童の状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断します。

児童に対し、「しつけ」と称して体罰が行われることがあります。しつけは、児童の人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるよう支援し社会性を育む行為ですが、身体に苦痛を与えること、不快感を意図的にもたらしたりする行為（罰）は、どんなに軽いものであっても体罰、すなわち児童虐待に該当し、児童の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、児童虐待防止法では第14条第1項「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」、第2項「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した児童虐待については法律上犯罪になることが明記されています。

したがって、保護者の意図がどうあれ、児童の立場から、児童の安全と健全な育成が確保されているかどうかに着目して、児童の側に立って判断することが重要です。

虐待に関する聞き取り内容を管理職へ報告をしつつ、通告するか否かの判断を行いますが、通告の前に再度被害児童に聞き取る、真偽を問う、詳しい被害内容を確認する、虐待の証拠を揃えるなどの必要はありません。また、複数の教職員等による聞き取り（ダブルチェック）も不要です。学校等で事実確認を行うことで、被害児童の安全確保のタイミングが遅れて重大な被害につながったり、何度も同じ話を聽かれることで心の傷をより深めてしまったりしかねないからです。さらに、度重なる事実確認により記憶が汚染され、被害児童の重要な証言の信用性が損なわれる可能性もあります。

児童虐待に関する調査や虐待の有無の判断は、通告された児童相談所が行います。学校等から通告があれば、児童相談所では学校等への聞き取り調査と並行して児童の安全確保（家に帰せない状況であれば、被害児童の了解を得て一時保護を行い、保護者に保護を告知）を行います。聞き取り後は、必ず児童が学校等にいる間（できるだけ早く）に児童相談所へ通告し、その後の対応について児童相談所と協議してください。

なお、通告後に児童相談所の聞き取り調査の結果、虐待の事実がなかった場合でも、責任を問われることは 없습니다。

（7）対応の留意点

ア 児童から話を聞く際の留意点

（ア）児童から虐待されていることを打ち明けられた場合

対応の留意点やその理由については、72～77ページ「ア 被害児童生徒から打ち明けられた場合」と同様です。

児童虐待においては、家庭内の「誰から、何をされたか」が被害児童から語られれば、それ以上のことは聞き取らず、被害児童が語った内容を管理職へ報告し、速やかに被害児童の居所がある市町村を所管する児童相談所へ通告します。

特に性的虐待については、通告後に司法面接（73～74ページ参照）が行われますので、被害児童の語りの中で詳細が分からなくても、「性的虐待の疑いがある」ことを把握した時点で教職員等からの追加質問は控えます。保護者が児童虐待を否定した場合、身体的虐待は傷などの証拠が残りますが、性的虐待は被害児童の供述が唯一の証拠となる場合が少なくありません。そのため、初回聞き取りの中で証言の信用性を損なわないことが重要です。

学校等で聞き取り過ぎたことにより、司法面接の時点で記憶が汚染されていると判断されると、その後の司法手続において信用性のある証拠として採用されなくなる可能性があります。また、裁判の中でも、司法面接における聞き取り内容の信用性が問われるため、最初に話を聞いた教職員等が証人として出廷を求められる可能性があります。

(イ) 違和感により児童に声をかける場合の留意点

- 最初に声をかける際は、「〇〇さん、ちょっといい？あなたに問題があるからではなく、気になることがあったのでお話ししたいんだよ。」など、児童を疑っているのではなく心配して声をかけていることを伝えることで、児童も少し安心できるでしょう。
- 「心配で声をかけたんだけど、最近〇〇だね？」と話しかけ、すぐに打ち明けてもらえない場合は、「何もなかったならそれでいいんだよ。気持ちが変わったり、心配なことがあったりしたら、いつでも相談してね。」など、普段から信頼関係を築くための種まきをしておくことが重要です。
「〇〇だね？」の部分には、「元気がないね？」「怪我したんだね？」「眠れていないようだね？」などと声をかけ、児童の返答を待ちます。
- 違和感から声をかけた際は、児童が自分の言葉で話し始めるまで黙って待つことが大切です。質問を続ける場合も、「はい」「いいえ」で答えられるような聞き方は避け、例えば、「最近怪我したんだね？この怪我について教えてくれる？」のように、児童が自分の言葉で話せるように配慮します。「大丈夫？」と聞いてしまいがちですが、このような聞き方では「大丈夫」としか答えにくくなるため、注意が必要です。
- 声をかけた結果、児童が虐待を受けていることを打ち明けてくれた場合の対応は、前ページ「(ア) 児童から虐待されていることを打ち明けられた場合」と同様ですが、被害児童が自ら打ち明けた場合と異なり、教職員等が言葉を発する機会が多くなります。そのため、「記憶の汚染」(72 ページ参照) に加え、被害児童生徒を傷つける二次被害となる言葉にも十分注意しましょう。(39 ページ【二次被害を生じさせる言葉と言い換え】、75 ページ【善意の言葉であっても二次被害となる言葉の例】参照)

イ 通告後における対応

(ア) 被害児童へのサポート

- 児童相談所と連携して情報を共有し、被害児童が安心して学校等で過ごせるよう、配慮すべき事項や支援内容を決定していく必要があります。
- 重篤な虐待や性的虐待などの場合、被害児童の安全確保のため児童相談所で一時保護されることがあります、被害児童にとっては、初対面の児童相談所の職員から「家に帰ると危険なので保護します」と告げられると、不安が大きくなることも考えられます。そのような場合、被害児童と関係ができている教職員等が児童相談所と被害児童の間に入り、気持ちをサポートすることは非常に有効です。
- なお、通告したからといって必ずしも一時保護されるわけではありません。県児童相談所調査によると、性的虐待・性被害の「事実あり」としたケースのうち、一時保護された案件は約4割です。また、児童相談所の支援終結時に虐待者と児童の分離が行われていた事例は6割とされており、残りの4割は虐待者と分離せず住宅で支援が行われています。
- 結果的に保護者から分離されることになった場合でも、被害児童の心の傷は大きいため、学校等では、市町村や児童相談所と連携し、被害児童の様子に普段と異なる点がないか注意深く見守り、気になることがあれば市町村や児童相談所に相談しながら対応していくことが求められます。
- 虐待を受けている児童を含む要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関が児童やその保護者に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応することが重要です。そのため、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため、児童福祉法第25条の2に、地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）を置くように努めなければならないと規定されています。

神奈川県では、すべての市町村に要対協が設置されており、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造で学校等も参画しています。要対協を活用し、日頃から関係機関と連携、協働して対応していくことも重要です。

(イ) 保護者対応

- 児童虐待防止法では、通告した者を明かしてはいけないことが規定されていますが、登校後に一時保護された場合などは、保護者が「明らかに学校等が通告した」と確信して問い合わせてきたり、抗議したりしてくる可能性もあります。
- 児童虐待防止法による通告義務があることを明確に伝え、一時保護については児童相談所が決定したものであり、学校等が決定したものではない旨を説明するなどの対応が想定されますが、このような心配や懸念も含め、学校等だけで判断せず、必ず児童相談所に協議した上で対応してください。

(8) 障害者虐待（※ここでいう「障害者」とは、障害者手帳を取得していない場合や18歳未満の児童を含みます。）

障害者虐待とは、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待で、児童虐待の4類型に加え、障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得る「経済的虐待」があります。

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報することが、障害者虐待防止法で義務付けられています。なお、18歳未満の障害児に対する養護者からの虐待は児童相談所へ通告します。

○養護者

身の回りの世話や介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人 など

○使用者

勤め先の経営者 など

○障害者福祉施設従事者等

障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」 又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

・障害者福祉施設

障害者支援施設、のぞみの園

・障害福祉サービス事業等

障害福祉サービス事業

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助）

一般相談支援事業及び特定相談支援事業

移動支援事業

地域活動支援センターを経営する事業

福祉ホームを経営する事業

障害児相談支援事業

障害児通所支援事業

（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）

障害者虐待における児童生徒対応については、児童虐待と同様ですので、137～140ページ「(6) 児童虐待通告の判断に当たっての留意点」「(7) 対応の留意点」を参照してください。

【ストーカー被害】

※近年、元交際相手等の自動車等に紛失防止タグをひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案がみられるなどの最近におけるストーカー事案の実情を踏まえ、令和7年12月10日にストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。詳細は警察庁ホームページを参照。



(1) 「ストーカー」とは

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、「ストーカー規制法」という。)では、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を被害者又はその家族等に対して繰り返し行うことを「ストーカー行為」として定めています。なお、正当な理由なく行われる神奈川県内でのストーカー行為は「神奈川県迷惑行為防止条例」違反となります。

つきまとい等又は位置情報無承諾取得等

ストーカー規制法では、以下の①～⑩を「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」と規定し、規制しています。

「つきまとい等」

- ① 自宅や職場、学校等や実際にいる場所の付近でのつきまとい・待ち伏せ・押し掛け・うろつき等 (第2条第1項第1号)
- ② 監視していると告げる行為 (第2条第1項第2号)
- ③ 面会や交際の要求 (第2条第1項第3号)
- ④ 乱暴な言動 (第2条第1項第4号)
- ⑤ 無言電話、拒否後の連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNSメッセージ・文書等 (第2条第1項第5号)
- ⑥ 汚物等の送付 (第2条第1項第6号)
- ⑦ 名誉を傷つける (第2条第1項第7号)
- ⑧ 性的しゅう恥心の侵害 (第2条第1項第8号)

「位置情報無承諾取得等」

- ⑨ G P S機器等や紛失防止タグを用いて位置情報を取得する行為 (第2条第3項第1号)
- ⑩ G P S機器等や紛失防止タグを取り付ける行為等 (第2条第3項第2号)

同一の者に対し「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定して、罰則を設けています。ただし①から④及び⑤(電子メールの送受信に係る部分に限る。)までの行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われた場合に限ります。

(2) ストーカー被害の概況

警察庁のまとめ⁶によると、令和6年のストーカー事案の相談等件数は19,567件であり、平成24年以降、約2万件前後の依然として高い水準で推移しています。ストーカー規制法に基づく警告は1,479件、禁止命令等は2,415件で、ストーカー規制法施行以降で最多となっています。一方、ストーカー事案の検挙状況をみると、ストーカー規制法違反での検挙件数は1,341件、ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯（住居侵入、脅迫、暴行など）の検挙は1,743件と、引き続き高水準です。

被害者と加害者との関係別にみると、交際相手（元を含む）や知人友人が50.5%を占めるなど、面識がある場合が多いですが、被害者と面識がない加害者も8.8%います。

被害者を年齢別にみると、20代が35.1%と最も多く、19歳以下の被害者も12.2%（2,340人）いますので、児童生徒にも起こり得る被害として認識する必要があります。また、被害者の性別をみると男性被害者が13.6%と、性別問わず起こり得る被害であるということをあわせて認識する必要があります。

(3) ストーカー被害の特徴

ストーカー行為を行う加害者は、被害者の近くに住んでいる場合も多く、被害者への執着心や支配心、妄想に基づいて思考を修正し、一方的な感情で相手の立場を考えずに行動するという特徴があります。また、自分が行っていることがストーカー行為であると認識していない場合もあります。加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、相手に対して恨みが深い場合は、相手の苦しむ姿を見て喜ぶこともあります。検挙されることを顧みず、暴力的、衝動的、短絡的に大胆な犯行に及ぶこともあります。事態が急変して、殺人、傷害、性犯罪、逮捕及び監禁など凶悪な犯罪にエスカレートする場合もあります。

被害者と加害者の間に恋愛感情等のもつれに起因するトラブルがあった場合、被害者が自分も悪かったと感じたり、加害者に対して同情したりした結果、被害届を取り下げたり、被害を強く訴えることに躊躇^{ちゅうちょ}したり、よりを戻そうとしたりすることもあります。

恋愛関係にある場合や学校等の外での被害もありますが、いずれの場合でも児童生徒がストーカー被害にあっていることを認知した場合は、速やかに警察に情報提供や相談を行うよう教示することが重要です。

(4) 対応の留意点

令和7年のストーカー規制法改正により、ストーカー被害者に対する援助の主体として、被害者が就学する学校の長が追加されました。学校長に求められる援助の例として、ホームページ等における氏名等の掲示・掲載を控えることが挙げられています。

ストーカー被害は、「何だかつきまとわれているようだ」「無言電話がたくさんかかってくる」といった状況から、事態が急展開して重大事件に発展する可能性があります。児童生徒は不安を感じて相談に来ているため、その不安を受け止めるとともに、目に見える事

⁶ 「警察庁のまとめ」

令和7年6月5日警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

象だけで判断することなく、常に児童生徒の人身安全の確保を最優先に対応する必要があります。そのため、「これくらいで相談するのは大げさではないか」などと考えず、速やかに児童生徒の住所地を所管する警察署に相談することを勧めてください。

児童生徒は、学校等や通学経路、自宅付近、アルバイト先など様々な場所でストーカー被害にあう可能性があり、学校等の対応のみでは安全確保が困難です。学校警察連携制度を活用し、被害防止のためのパトロールなど、警察の協力を得ながら連携して対応することも効果的です。

(5) 警察にできること

警察は、相談者の申出に応じて、又は職権で、相手方にストーカー行為をやめるよう警告や禁止命令等の行政措置を行ったり、ストーカー規制法だけでなく、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等を行います。

「援助等」とは、①被害防止措置の教示、②被害防止交渉に必要な事項の連絡、③行為者の氏名及び連絡先の教示、④被害防止交渉に関する助言、⑤被害防止活動を行う民間組織の紹介、⑥被害防止交渉場所として警察施設の利用、⑦被害防止に資する物品の教示又は貸出、⑧警告等を実施した旨の書面の交付などです。このほか、ストーカー被害を防止するため、110番緊急通報登録システムへの登録やパトロールの強化など様々な措置を講じており、各市町村での住民票閲覧制限に関する支援対応等の対応も行っています。

ストーカー規制法における規定

- 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、前条（つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止）の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。（第4条）
- 都道府県公安委員会は、第3条（つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止）の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、禁止命令等ができる。禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して1年とする。（第5条）
- 警察本部長等は、ストーカー行為等の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。（第7条）

【デートDV】

(1) デートDVとは

DVは、夫婦間だけではなく、恋人同士の間でも起こります。恋人同士の間で起こるDVのことを「デートDV」といい、身体的暴力だけでなく、相手に対して傷つく言葉を言ったり、無視をしたり、行動の制限や裸の画像を撮ることなども含まれます。

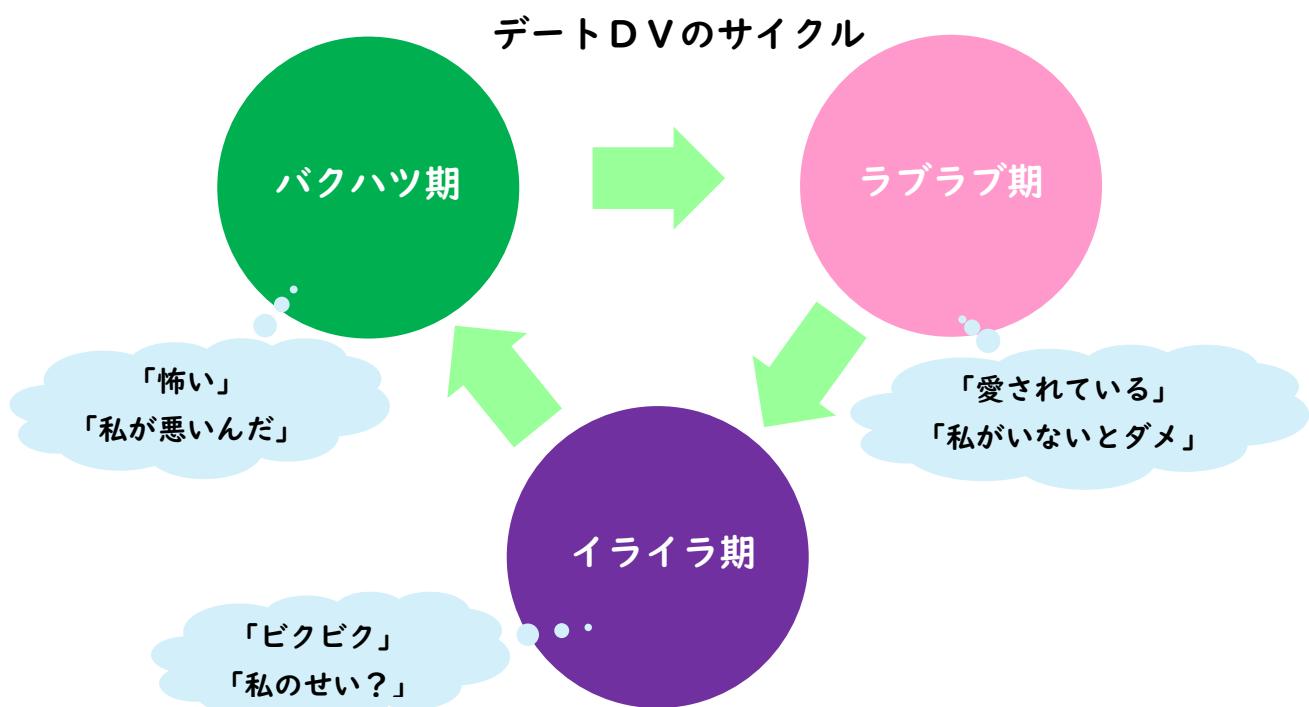
デートDVの例

- ・身体的暴力…腕などを強く掴む つねる 殴る 踵る 首をしめる
- ・精神的暴力…嫌な呼び方をする 傷つく言葉をいつも言う 無視する 不機嫌になる
- ・社会的暴力…スマートフォンをチェックする 行動や服装をチェック・指示する
- ・性的暴力…同意のない性的な行為をする 避妊に協力しない 裸の写真を送れという
- ・経済的暴力…お金を返さない 無理やり物を買わせる

(2) デートDV被害の特徴

NPO法人デートDV防止全国ネットワークの「デートDVと予防教育の実態と意識～教員・中高生調査（令和7年）」によると、交際経験のある中学生・高校生のうち、40.6%（女性の45.8%、男性の35.1%）が何らかの被害にあったと答えており、中高生にも身近な問題となっています。

デートDVは、被害者が相手のことを「怖い」と感じていても、「好きだから」「嫌われたくないから」という気持ちが先立って、自分では暴力と気付けないこともあります。暴力をふるわれた後で「二度としないよ」と謝罪され、反省した態度を見せられると、「普段は優しいところもたくさんある」「自分が悪い」「自分が相手を変えてあげなくては」などと考えてしまいます。そのような関係の中で、デートDVのサイクルが繰り返されるうちに、暴力がエスカレートし、別れる機会や気力が奪われてしまうことがあります。



(3) 対応の留意点

学校等は、デートDVについて、被害児童生徒からの相談で認知するだけでなく、保護者やほかの児童生徒からの相談、情報提供から認知して、その後に被害児童生徒に聞き取りを行う場合があります。

聞き取りの際には、動搖したり、恋人同士の関係の中のことなのでどう対応したらよいか迷ったりすることが多いと思います。

基本は「第2章 被害認知後の対応」の71~92ページ「2 初期対応」「3 中長期対応」のとおりですが、デートDVの場合は、次のことに留意する必要があります。

- 「どうして別れないの」「別れなさい」などと、こちらの意見を押しつけないようにしましょう。被害児童生徒が自分で考えたり、自分で自分の行動を決めたりできるよう支えることが極めて重要です。
- デートDVは、被害児童生徒だけで解決することは難しい場合が多いです。デートDV専門の相談窓口もあります(156ページ参照)ので、一緒に考えててくれる専門の窓口があることを紹介し、被害児童生徒を支える必要があります。
- デートDVは、事態が急変し、刑法やストーカー規制法などが適用される凶悪な犯罪にエスカレートする場合もあります。警察への情報提供や、相談するよう教示するなど、被害児童生徒の人身安全の確保を最優先に対応する必要があります。

◆県の取組◆

「デートDV防止啓発講座」

かなテラスでは、デートDVについて知り、被害者にも加害者にもならないために、お互いを尊重するコミュニケーションを学ぶことを目的に、希望する中学・高校等に講師を派遣する出前講座を実施しています。

身近にありそうな恋人同士の会話を題材として、デートDVについてワークショップや映像を通して学び、「デートDVが身近に起った場合の対応方法」や「悩んでいる友達に対して自分にできること」などを考えます。



(所管：かながわ男女共同参画センター（かなテラス）)